

山口県の運輸と観光



練習船海王丸（徳山下松港開港100周年記念事業）

令和5年(2023年)3月



中国運輸局山口運輸支局



九州運輸局下関海事事務所



独立行政法人自動車技術総合機構
中国検査部山口事務所

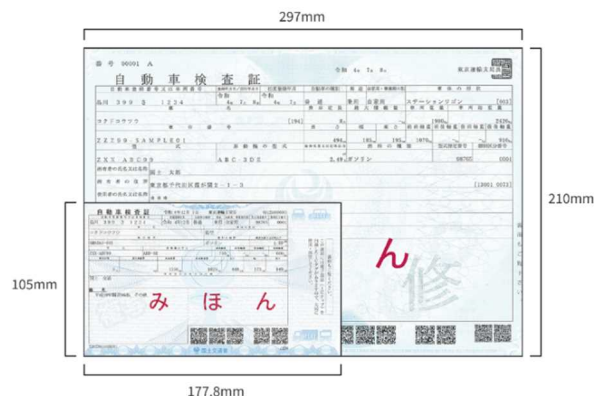
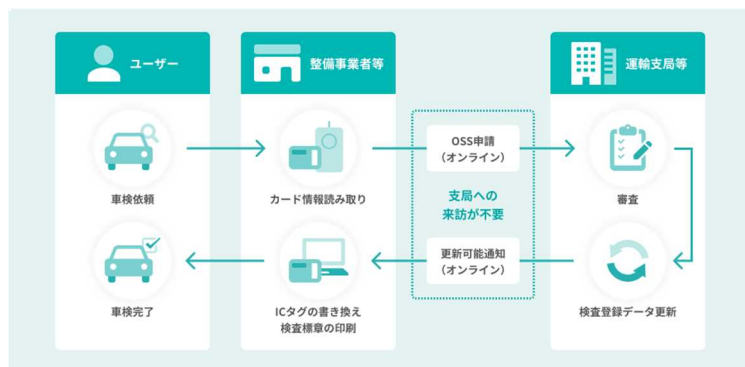
目 次

■TOPIC	1
■地域公共交通の再生と活性化の推進	
(1)山口県の主要都市間交通の運行(航)状況(高速バス・フェリー)	3
(2)公共交通活性化の取組み	4
(3)バリアフリー施策の推進	6
(4)バス事業	7
(5)タクシー事業	9
(6)海上運送事業	10
■効率的で環境にやさしい交通運輸の推進	
(1)流通業務の総合化及び効率化の促進	12
(2)グリーン経営の推進	12
(3)倉庫業	13
(4)トラック事業	13
(5)内航海運業	14
(6)港湾運送事業	15
■安全・安心で環境にやさしい交通運輸の推進	
(1)運輸事業者の安全管理体制の確立	16
(2)外国船舶の監督	17
(3)年末年始の輸送等に関する安全総点検	18
(4)自動車の登録業務	18
(5)自動車の検査業務	20
(6)街頭車両検査の実施	21
(7)自動車整備事業関係業務	22
(8)自動車保安関係業務	22
(9)船舶検査・測度業務	23
■造船業・船用工業の活性化等	
(1)造船業	24
(2)船用工業	24
(3)廃油処理	25
(4)モーターボート競走	25
(5)「海の駅」	26
(6)海に関係したイベントの実施	26
■船員の労働安全と雇用の促進	
(1)船員	27
(2)船員災害防止対策	28
■観光振興の支援	
(1)令和2年における宿泊者数	29
(2)外国人延べ宿泊者数の構成	29
(3)県内のクルーズ寄港の現状	29
(4)サステナブルな観光コンテンツ強化事業	29
■運輸産業の人材確保・育成	30
■参考資料 ～地図で見る山口県～	
(1)山口県内の基礎自治体データ	32
(2)山口県内のタクシー空白地域	33
(3)山口県内の主要バス路線	34
(4)山口県内のナンバープレート	34
(5)山口県内の離島航路(国庫補助航路)	35
■山口運輸支局・下関海事事務所・中国検査部山口事務所の概要	
(1)沿革	36
(2)組織及び主な業務	38
(3)管轄区域・所在地・連絡先	39

■ TOPIC 自動車検査証の電子化

令和5年1月4日より自動車検査証(車検証)の電子化が始まりました。必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報は IC タグに記録されます。これにより車検証の大きさが従来の A4 サイズから A6 サイズ相当に小型化し、コンパクトなものとなりました。IC タグの情報は汎用の IC カードリーダーが接続された PC や読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。

また、電子車検証に搭載されている IC タグの書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局への出頭が不要となります。



■ TOPIC 公共交通のデジタル化

【バスロケーションシステムの導入】

スマートフォンやデジタルサイネージなどからバスの運行状況がリアルタイムで確認できるバスロケーションシステムについては、県内各バス事業者にて整備が進められているところです。令和4年7月より、山口県の「新たな地域交通モデル形成事業」の実証実験として、船木鉄道(株)の宇部市、山陽小野田市、美祢市を運行する路線にバスロケが導入されました。

導入後は、バス事業者への運行状況の問い合わせが減る、サイネージを設置した商業施設では、バスが来るまでの時間を利用した買い物が増えるなどの効果がありました。

船木鉄道(株)では、令和5年4月から全路線に導入し、本格運用を開始する予定です。



スマートフォンでのバスロケ表示



商業施設に設置されたサイネージ

【IC カードシステムの導入】

全国のバス・鉄道で運賃等の支払いに利用できる交通系 IC カードシステムについては、令和2年度より県内各バス事業者にて順次導入されているところです。

令和5年3月からは、防長交通(株)の周南市、下松市、光市内を運行する路線などに ICOCA が導入され、ICOCAをはじめとした全国相互利用が可能な交通系 IC カードでの運賃の支払いが可能になります。



全国相互利用可能な交通系 IC カード



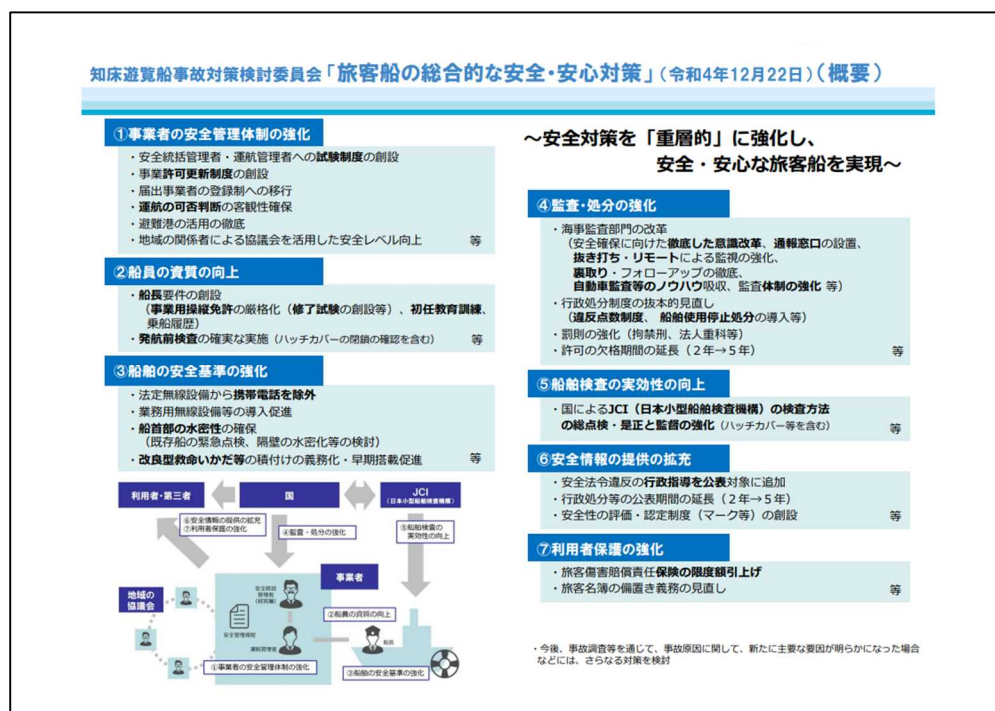
IC カードリーダー

TOPIC 「旅客船の総合的な安全・安心対策」の取りまとめ

令和4年4月23日、北海道知床沖で小型旅客船「KAZU I」(カズワン)が沈没して、乗員・乗客計26名が死亡・行方不明となる重大事故が発生し、このような痛ましい事故が二度と起こらないよう、旅客船の総合的な安全・安心対策としてハード・ソフトの両面から見直しが行われました。

見直しが行われた点は「事業者の安全管理体制の強化(運航管理者の試験制度の創設等)」、「船員の資質の向上(船長要件の創設等)」、「船舶の安全基準の強化(法定無線設備から携帯電話を除外等)」、「監査・処分の強化(抜き打ち・リモートによる監視の強化、船舶の使用停止処分の導入創設等)」、「船舶検査の実効性の向上(国による日本小型船舶検査機構の検査方法の総点検等)」、「安全情報の提供の拡充(行政処分等の公表期間の延長等)」及び「利用者保護の強化(旅客傷害賠償責任保険の限度額引上げ等)」であり、実行可能なものから速やかに実施しています。

【「旅客船の総合的な安全・安心対策」の概要】



TOPIC 日韓航路で約2年9ヶ月ぶりに旅客輸送再開

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府の水際対策により令和2年3月1日から旅客輸送を休止していた関釜フェリー株式会社及び釜関フェリー株式会社の「下関～釜山航路」において、令和4年12月16日、約2年9ヶ月ぶりに旅客輸送が再開されました。

本航路は、最近のピーク時(令和元年度)年間輸送人員が約20万人で、日韓旅客の移動手段として重要な役割を果たしており、利用者からは早期の再開が望まれていました。

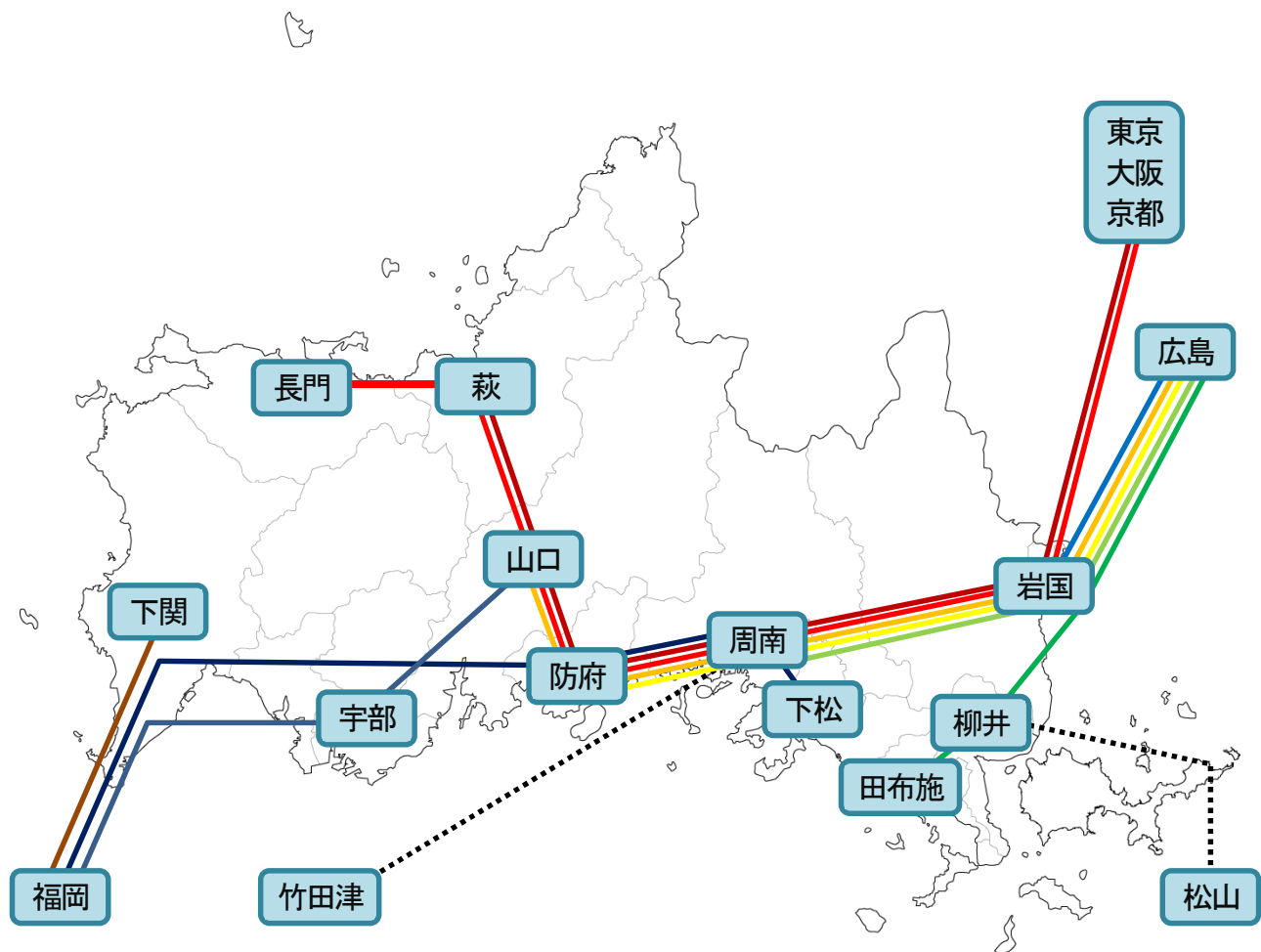
再開当初は、ワクチンの3回接種又は72時間以内の陰性証明を受けている旅客を対象に1便あたり100名を輸送上限とし、また、船内レストランを休止して、代わりに免税店で冷凍食品を販売し、旅客各自がレンジで温める形式とするなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を施したうえでの運航ですが、状況を見ながら徐々に緩和(*)していく予定です。

*1便あたり旅客輸送上限:100名(R4.12.16～)、150名(R5.1.5～)、250名(R5.2.10～)、上限撤廃(R5.2.20～)。旅客輸送定員は、「はまゆう」が460名、「ソンヒ」が562名。



■地域公共交通の再生と活性化の推進

(1)山口県の主要都市間交通の運行(航)状況(高速バス・フェリー)



※発地着地ともに同一県内のものについては記載省略

令和4年12月末現在

経路・航路	運行(航)経路	主な停留所(寄港地)	運行(航)回数
—	萩～東京	大田中央・湯田温泉・防府駅・徳山駅・岩国駅 他	1往復
—	長門～萩～神戸・大阪・京都	大田中央・湯田温泉・防府駅前・徳山駅前・岩国駅 他	1往復
—	山口大学前～広島	防府駅前・徳山駅前・熊毛 IC・玖珂 IC 他	1往復
—	防府～広島	徳山駅前・熊毛 IC・玖珂 IC 他	2往復
—	徳山～広島	熊毛 IC・玖珂 IC 他	◎ 8往復
—	田布施～広島	平生・柳井・玖珂 IC 他	2往復
—	岩国～広島	岩国駅前 他	12往復
—	下松～博多	徳山駅前・防府駅前 他	2往復
—	山口～博多	湯田温泉・新山口駅前・宇部中央 他	◎ 7往復
—	下関～博多		◎ 14往復
.....	徳山～竹田津		5往復
.....	柳井～松山	伊保田	※ 13往復

【凡例】 ◎土日祝増便あり ※土日減便あり

(2) 公共交通活性化の取組み

■ 地域の実情にあわせた交通体系の構築

公共交通は、地域の経済社会活動にとって重要な基盤です。しかしながら、少子高齢化やモータリゼーションの進展により、山口県内においても、地域公共交通の利用者は年々減少が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響、バス・タクシーの運転者不足等、地域公共交通をめぐる環境はますます厳しく、持続的な運営が非常に困難な状況となっています。

こういった背景の中、地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導で最新技術等も活用しつつ公共交通サービスを改善し、地域の輸送資源を総動員する取組みを推進することを目的に、令和2年11月27日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域の公共交通施策のマスタープランとなる「地域公共交通計画(旧:地域公共交通網形成計画)」の策定が自治体の努力義務となりました。



地域公共交通計画策定地域 (R5.3 現在)



地域内フィーダー系統補助活用地域 (R5.3 現在)

また、各地域で設置した協議会において地域公共交通確保に向けた生活交通確保維持改善計画を策定し、幹線交通と地域間の交通ネットワークと位置づけた地域内のバス交通・デマンド交通の運行に対する補助制度(地域内フィーダー系統確保維持費補助金)により支援を行っています。

山口県内では令和5年度事業期間(令和4年10月～令和5年9月)において12市町で活用されています。山口運輸支局としても各協議会に適切なアドバイスを行い、地域公共交通の確保・維持に向けて、今後も支援を続けていきます。

加えて、活性化・再生法の改正により、地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統確保維持費補助金制度と地域公共交通計画の連動が義務付けられることとなりました。(経過措置期間:令和6年度予算事業まで)

これにより、「地域公共計画」未策定の各町において地域公共交通計画策定に向け、法定協議会が立ち上げられ、計画策定のための補助制度が活用されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や燃料高騰により、地域公共交通はモードを問わず経営状況が非常に厳しくなっており、国の支援のみならず、山口県や各市町や関係団体等との連携により、各交通事業者の支援を継続していかなければならない状況となっています。

山口県内の離島航路についても、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供されるよう、離島航路の維持及び改善を支援しています。



フィーダー補助対象の柳井市「いかち まいか号」

■地域ニーズに応じた公共交通サービス

地域の多様な形態の移動ニーズにきめ細かく対応するため、乗車定員10名以下の車両を使用し、各市町で次のような乗合タクシーの導入が進んでいます。

1. 都市型乗合タクシー

市の中心部近郊において交通空白地域の移動手段確保のために運行されています。

2. 過疎型乗合タクシー

過疎地域において交通空白地域の移動手段確保のため運行されています。

3. 団地型乗合タクシー

路線バスが入れない団地内から乗継ぎ停留所までの移動手段として運行されています。

4. 観光型乗合タクシー

地域の観光スポットを巡る観光二次交通として運行されています。

5. 空港型乗合タクシー

各地域から空港までの間で運行されています。

<山口県内の乗合タクシーの運行状況>

令和4年12月末現在

種別	市町村	運行事業者	運行形態		地区等
			路線定期	区域	
都市型	山口市	いさむや第一交通(株)	○		山口市小郡地区(サルビア号)
		湯田都タクシー(株)	○		山口市小郡地区(サルビア号)
		(有)嘉川タクシー	○		山口市宮野地区コミタク
		山口交通(株)	○		山口市佐山地区(ふれあい号)
		中央交通(株)	○		山口市江崎東地区(みんなでGO!)
		(有)宇部相互タクシー	○		山口市小鶴地区
	宇部市	宇部山電タクシー(株)	○		山口市阿知須地区(北東部循環線)
		宇部第一交通(株)	○		山口市阿知須地区(南部東西往復線)
					宇部市厚南校区(にっころ号)
					宇部市藤山校区コミタク
過疎型	山口市	(有)大竹タクシー	○		宇部市西宇部地区(なでしこ号)
		遠藤大介(地福タクシー)	○		宇部市原地区(ハッピー号)
		(有)徳佐タクシー	○		宇部市桃山地区
		島地タクシー(有)	○	○	宇部市東岐波地区
		(株)大隅タクシー	○		岩国市～大竹(鮎谷～大竹駅)
		湯田都タクシー(株)	○		山口市阿東生活バス(徳佐篠生線)(地福徳線)(蔵目喜線)
	岩国市	(有)岩国駅構内タクシー	○		山口市阿東生活バス(徳佐東側線・徳佐西側線)(篠岡循環線)
	萩市	萩近鉄タクシー(株)	○	○	山口市徳地島地区(藤木おたっしや号)
	周南市	(有)富士タクシー	○	○	山口市吉敷地区コミタク
	防府市	日の丸タクシー(株)	○	○	山口市吉敷地区コミタク
		湯田都タクシー(株)	○	○	船木線(由宇地区)
		日本交通(株)	○	○	萩市小原地区、萩中心部～萩中間地区
		キリン交通(株)	○	○	周南市鹿野地区(ふれあい号)
	長門市	長門山電タクシー(有)	○	○	防府市玉祖地区
		富士第一交通(有)	○	○	防府市切畑地区、上代地区
		古市タクシー(有)	○	○	長門市青島・市街地地区
		新日本観光交通(株)	○	○	長門市湯本・市街地地区
		人丸タクシー(株)	○	○	黄波戸・西深川地区
			○	○	長門市日置地区
	柳井市	柳井三和交通(有)	○	○	長門市浜木・真木地区
		柳井第一交通(株)	○	○	三隅地区
		美祢第一交通(有)	○	○	長門市油谷地区
		(有)秋芳タクシー	○	○	柳井市日積・石井南部地区(ふれあい号)
観光型	美祢市	美祢構内タクシー(株)	○	○	柳井市大島地区
					柳井市伊達・石井北部地域
					柳井市阿月地域
					美祢市美東地域北部・南部(ジオタク)
	山陽小野田市	小野田第一交通(株)	○	○	美祢市秋芳北部地区、美祢市秋芳南部地区(ジオタク)
			○	○	美祢市山中・堀越外地区、美祢市豊田前
			○	○	西厚保補地区、豊田前・西分地区、田代・奥分地区(ジオタク)
			○	○	山陽小野田市松ヶ瀬・平沼田・不動寺原地区(殿様号)
	周防大島町	大島観光タクシー(株)	○	○	山陽小野田市湯ノ峰・陽光谷・山川地区(姫様号)
		第一交通(株)	○	○	高泊地域コミタク
		(有)朝日タクシー	○	○	周防大島町(奥畑線)
			○	○	岩国市小瀬地区、南・北河内区域、新岩国駅・多田区域及び和木区
空港型	宇部市	宇部山電タクシー(株)	○	○	岩国市小瀬地区、南・北河内区域、新岩国駅・多田区域及び和木区
					宇部市西宇部校区(なでしこ号)
	山口市	いさむや第一交通(株)		○	
		湯田都タクシー(株)		○	
		(株)大隅タクシー		○	
		山口交通(株)		○	
	長門市	山野タクシー(株)		○	
		日本交通(株)		○	
		浦山守(フラワータクシー)		○	
		(有)中司タクシー		○	
	美祢市	富士第一交通(株)	○		
		いさむや第一交通(株)	○		
		美祢第一交通(有)	○		
		(有)秋芳タクシー	○		
	山口宇部空港	萩近鉄タクシー(株)	○	○	
		(株)大隅タクシー	○	○	
		いさむや第一交通(株)	○	○	
		湯田都タクシー(株)	○	○	
	萩石見空港	宇部山電タクシー(株)	○	○	
		下関山電タクシー(株)	○	○	
		富士第一交通(有)	不○	○	
		萩近鉄タクシー(株)	○	○	
	福岡空港	萩近鉄タクシー(株)	○	○	
		下関山電タクシー(株)	○	○	
			○	○	
			○	○	



ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)



柳井市阿月地区コミュニティタクシー「阿月神明号」



山陽小野田市高泊地区コミュニティタクシー「とり号」



長門市日置地区コミュニティタクシー

(3) バリアフリー施策の推進

山口県内の乗合バス事業における基準適合ノンステップバスの導入車両数は、令和4年3月末現在 402 台。バリアフリーが義務付けられる車両に占める割合は全体の 78.8%で前年から 1.6%の増加となっています。

ノンステップバス以外を含めた基準適合車両数は 492 台で、乗合バス車両全体の比率は 75.2%で前年から 1.9%の増加となっています。

ノンステップバス、リフト付きバス等の他、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども連れの人等様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入についても支援を行っています。

なお、県内航路における旅客船への導入状況は、11 航路 17 隻となっています。



ノンステップバス

令和2年3月に、「バリアフリー移動等円滑化促進方針(マスタープラン)」が宇部市において策定されましたが、その後、移動等円滑化促進方針や基本構想の策定に取り組む例は県内ではありません。

誰もが安心して快適に移動できるユニバーサル社会の実現に向け、令和2年 11 月には、バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の最終とりまとめが公表されました。

地方公共団体における「移動等円滑化促進方針」の策定や、「心のバリアフリー」の推進など、引き続きバリアフリー化に向けた働きかけを行っていく必要があります。

山口運輸支局としても、県内自治体と共同で小学校や高齢者を対象とした「バスの乗り方教室」の中で、車椅子による乗降体験を実施しており、バスの利用促進と併せて「心のバリアフリー」の推進を図っています。



車椅子でのバス乗降体験

(4)バス事業

乗合バスは、通勤、通学、通院、買物等、世代を超えて地域住民の生活を支える公共交通機関としての役割を担っています。特に高齢化が進行した地域にあっては、社会生活を営むうえで大変重要な役割を果たしています。

しかし、一方では少子高齢化の加速やマイカー利用中心の生活スタイルへのシフトにより、公共交通機関であるバスの利用が低迷し、山口県内の利用者数は年々減少しており、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少による減収、昨今の労働力不足による運転手不足や燃料高騰により、路線の維持も困難となり、基幹的な交通機関としての役割を継続していくことが危機的な状況にあります。

そうした中、自治体や地域住民、バス事業者、タクシー事業者等が互いに連携し、移動手段確保のためコミュニティバスや乗合タクシーの運行など、地域の実情に応じたバスを運行させる取組みが広がっており、また、人手不足解消や燃料高騰への国や自治体による取組みも実施されています。

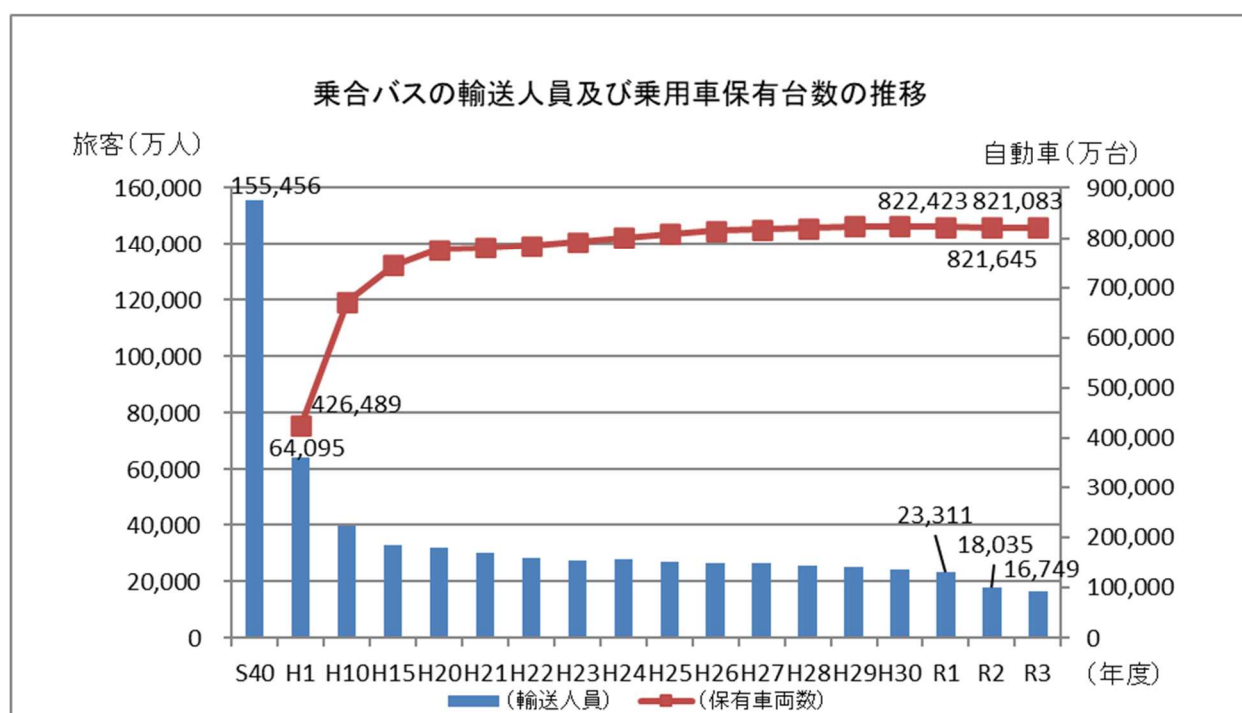
国土交通省では、路線バスの維持や、コミュニティバスへの支援をはじめ、観光振興による利用者の増加策など、さまざまな施策により取組みに対して支援を行っています。

また、軽井沢スキーバス事故以来、二度とこのような事故を起こさないため、85 項目の具体的な再発防止策を策定し、安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて取り組んでいます。

■乗合バス事業を取り巻く状況

山口県内の路線バスは、主として県央部・県東部エリアを防長交通、中国JRバス、いわくにバスが、県西部エリアをサンデン交通、ブルーライン交通、船木鉄道及び宇部市交通局が運行し、山口県内6事業者に県外1事業者を加えた計7事業者により、県下主要幹線のほぼ全域を網羅しつつ、その他のバス・タクシー会社によるコミュニティや地域内バスが補完しています。

県内の輸送人員は、昭和 40 年度の1億 5,546 万人をピークに年々減少を続けており、短期的な課題としては新型コロナウイルス感染症の影響により離れた利用者を戻すこと、恒常的な課題としてはモビリティマネジメントの推進や観光に絡めた需要喚起が必要となっています。

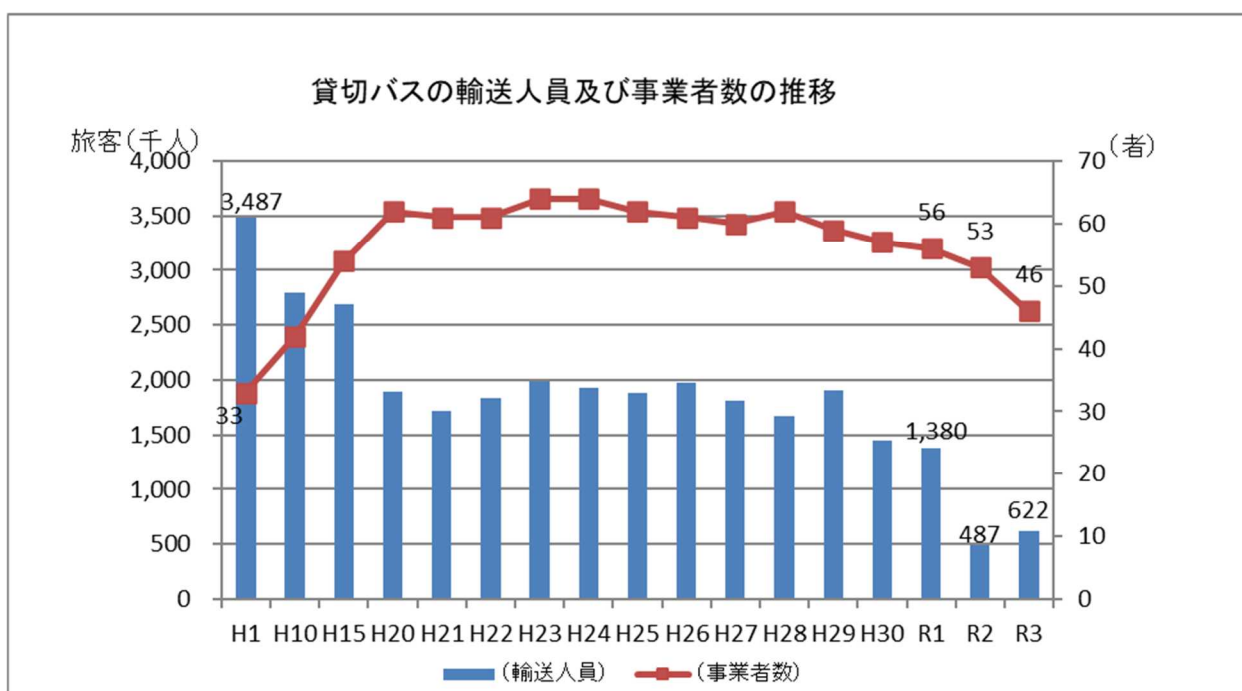


■貸切バス事業を取り巻く状況

軽井沢スキーバス事故の総合的な対策により、貸切バス許可の更新制度が平成 29 年4月から始まり、これまで、自主的に業界から退出した事業者は約1割に達しており、事業者数は平成 28 年度末の 62 事業者から、令和4年3月末現在で 46 事業者に減少しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、輸送人員は平成元年度の 348 万人から令和 2 年度は 48.7 万人、令和 3 年度は 62.2 万人に減少しています。

これに伴い営業収入も減少していますが、平成 25 年のツアーバス事故以降に、安全コストを加味した運賃制度へ移行し、運賃の適正収受に向けて、旅行業者とも連携した取組みを進める中で、運賃制度の見直しを行った平成 26 年から走行kmあたりの営業収入は増加に転じ、直前である平成 25 年の 178.4%となっています。



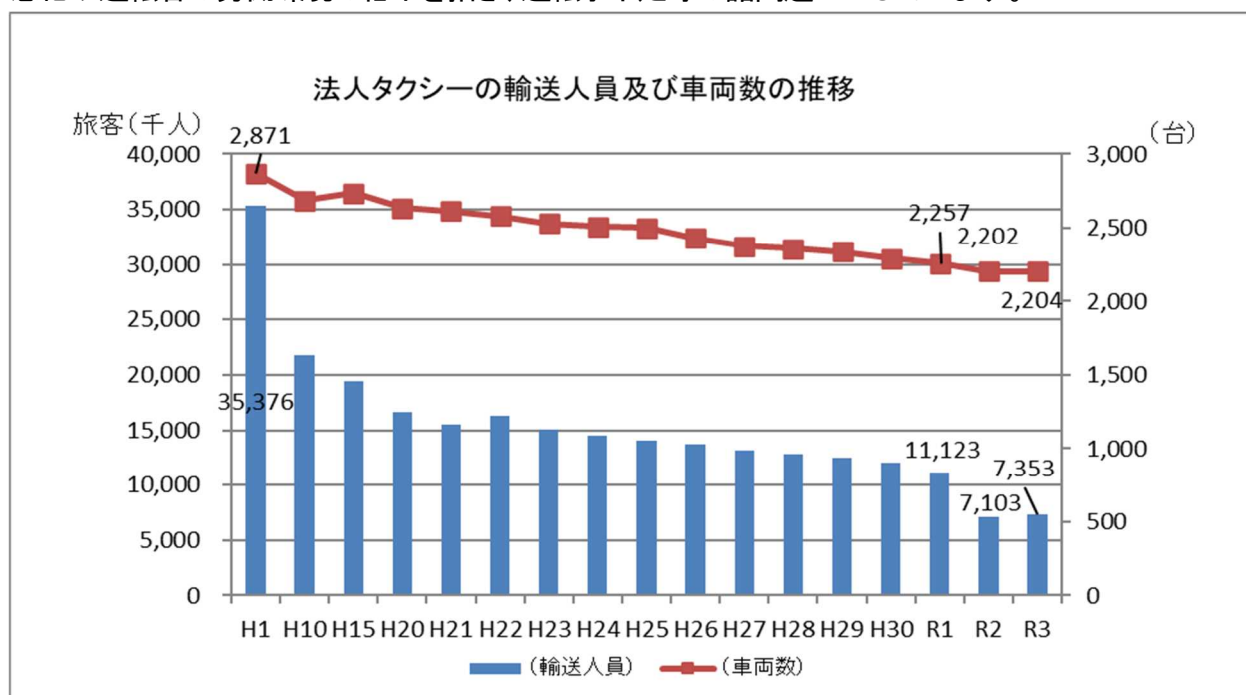
(5) タクシー事業

■タクシー事業を取り巻く状況

山口県内のタクシー事業者数は、法人タクシーが令和4年3月末現在で107事業者、車両数2,204台、個人タクシーは岩国交通圏(岩国市及び和木町)9者、周南市12者、宇部市4者、下関市33者の合計58者となっています。

後継者不足や高齢化による廃業などで、タクシー事業者は法人、個人ともに減少を続けており、平成14年の規制緩和以前の事業者数、車両数を下回っています。特に中山間地域における空白地帯の発生など、地域の足としてのタクシーをどのように維持していくかが課題となっています。

令和2年2月より、労働環境改善も目的とした、実質的な運賃改定を実施しましたが、最近では新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、令和3年度の法人タクシーの輸送人員は735万人と、平成元年度の3,538万人と比較すると20%と大幅に減少しており、連動した営業収入の減少に伴い、経営悪化や運転者の労働環境の低下を招き、運転手不足等の諸問題が生じています。



■タクシー事業の適正化・活性化の推進

規制緩和後の全国的な供給過剰による運転者の賃金等の労働条件や交通環境の悪化を踏まえ、これらの問題を改善し、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるよう、平成21年10月にはタクシー適正化・活性化法が、さらに、これらの諸問題に対して、より効果的な対策が講じられる仕組みとするため、平成26年1月に改正タクシー適正化・活性化法が施行され、山口県内の6地域(下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏)が準特定地域に指定(岩国交通圏は令和3年10月に再指定)されています。

指定された地域では、地域の関係者で組織される協議会が地域計画を作成し、タクシー事業の適正化・活性化の推進に向け、総合的かつ一体的に取り組んでいます。

■福祉タクシーの導入状況

令和3年3月末現在					
車両タイプ	寝台専用車	車いす専用車	兼用車	回転シート	セダン
車両数(台) (括弧は軽で内数)	7(0)	103(73)	40(3)	2(1)	2(1)



福祉タクシーは、車いす又は寝台を必要とする患者等を輸送とするタクシーで寝台専用車、車いす専用車、寝台・車いす兼用車、回転シート付セダン等があります。

(6)海上運送事業

①国内旅客定期航路事業

旅客定期航路事業は、陸上におけるバス・タクシーと同様に、海上における公共交通機関としての役割を果たしています。

この事業には、利用者の保護や輸送の安全確保などを目的に、運航形態や輸送対象等に応じて規制が設けられています。

■山口県内の概況

県内の一般旅客定期航路事業は、県内と九州又は四国を結ぶ中距離フェリー航路、離島と本土を結ぶ離島航路に大別することができ、合計 19 航路において事業が行われています。

九州又は四国を結ぶ中距離フェリー航路は、観光や物流分野において重要な役割を果たしていますが、依然としてコロナ禍における輸送人員の減少、また著しい燃油高騰もあり、非常に苦しい経営が続いています。



離島航路の旅客船（竹崎～六連島）

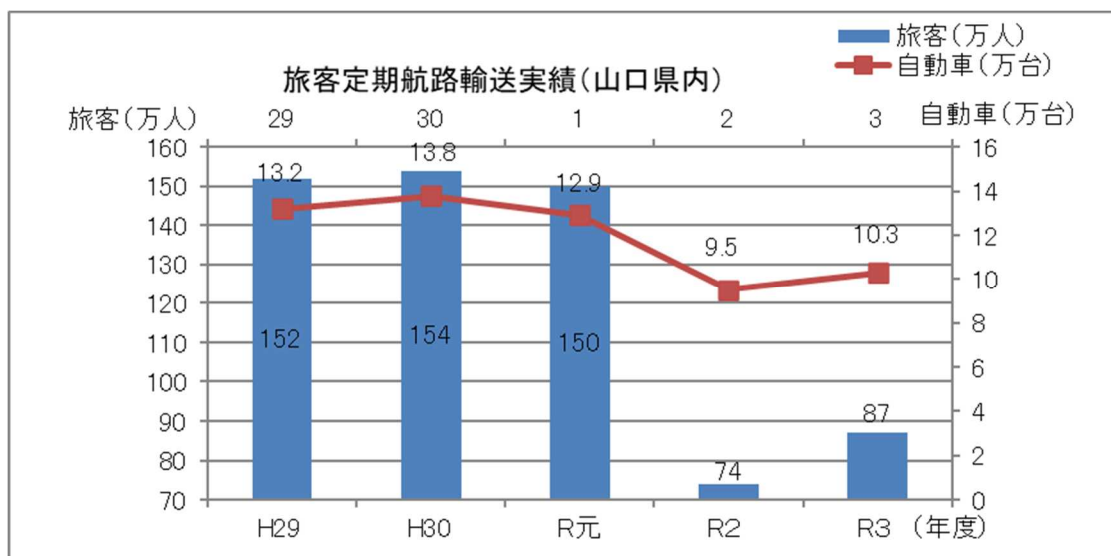


萩海運有限会社 ゆりや

一方、離島航路では各島とも過疎・高齢化が急速に進んでおり、航路維持が課題となっています。

このような離島航路は、島民の生活を守るため国が国庫補助航路に指定し、国及び地方自治体共同の支援により航路を維持しているのが現状です。

県内の国庫補助航路数は 14 航路で、長崎県に次ぎ全国で 2 番目に多い航路数となっています。（山口運輸支局管内に 12 航路、下関海事事務所管内に 2 航路）。



また、本州の下関と九州の門司港を結ぶ関門航路は、両地域が平成 29 年4月、日本遺産に認定されたこともあり、地元の方をはじめ両地域を周遊する観光客の往来で賑わっています。瀬戸内の航路においては、航路活性化に向け、サイクリングとクルージングを一緒に楽しめる「せとうちサイクルーズPASS」(自転車に乗船する際に割引を受けることができるカード)が、平成 29 年4月から県内4航路で利用ができるようになりました。

② 対外旅客定期航路事業

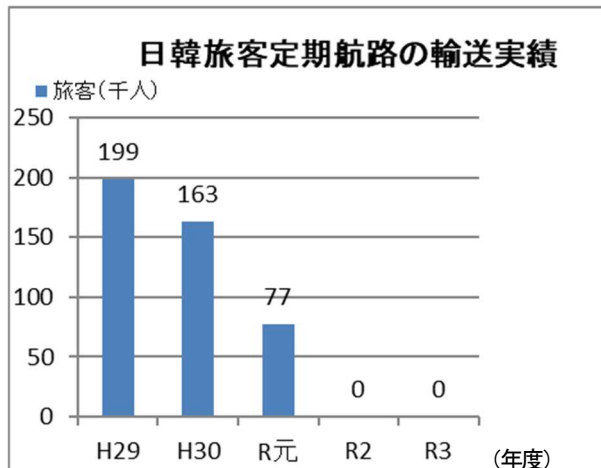
下関港～韓国釜山港を関釜フェリー(株)と釜関フェリー(株)との共同運航によりデイリー運航が可能となっています。

令和3年度の旅客輸送実績は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年3月以降、政府による旅客運送停止の要請がなされていたことから0人となっていますが、令和4年12月16日より旅客運送が再開されました。

また、下関港では年中無休の通関・植物検疫、週6日の動物検疫・食品検査を実施しており、「海よりも速く、空よりも安く」をキャッチフレーズに、韓国から関東・関西方面へのスピーディーな輸送ルートとして利用されています。



関釜フェリー「はまゆう」



旅客輸送再開後の輸送実績	
・令和4年12月	: 1,502人(対平成30年同月比 9.7%)
・令和5年1月	: 3,934人(対平成31年同月比 28.7%)
・令和5年2月	: 6,661人(対平成31年同月比 68.1%)
* 1便あたり旅客輸送上限	
100名(R4.12.16～)、150名(R5.1.5～)、	
250名(R5.2.10～)、上限撤廃(R5.2.20～)。	
* 旅客輸送定員	
「はまゆう」: 460名、「ソンビ」: 562名。	

■ 日韓Wライセンストレーラー

トラック輸送では、平成25年3月より日韓両国の合意に基づき、関釜フェリーを利用して二国間を相互に通行できるよう、日本と韓国のそれぞれの国で登録された「日韓Wライセンストレーラー(日韓両国のナンバーを付けた車両)」による日韓間のシームレス物流が行われています。

また、コンテナ輸送については、JR貨物と連携した国際複合一貫輸送も行われています。



③ 対外貨物定期航路事業

対外貨物定期航路事業は、下関港と中国蘇州(太倉)港の間で、蘇州下関フェリー(株)がRORO船を週2便体制で運航しています。

平成31年2月には新船を投入し、これまでよりもシャーシや冷凍コンテナの輸送能力を增強し、温度管理に繊細な貨物にも対応しています。

■効率的で環境にやさしい交通運輸の推進

(1)流通業務の総合化及び効率化の促進

平成 17 年 10 月 1 日、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流総合効率化法)」の施行により、現行の物流体系を、効率的で環境負荷の小さい物流に転換するため「総合効率化計画」の認定制度ができました。

平成 28 年 10 月 1 日には同法を一部改正し、物流分野における労働力不足、多頻度小口輸送の進展等を背景として、物流分野における省力化及び環境負荷低減を推進するため、2以上の者が連携した幅広い物流効率化を支援することとしました。

認定された「総合効率化計画」に対しては、次のような支援措置があります。

- ① 事業許可等の一括取得 ～ 倉庫業登録・貨物自動車運送事業許可・貨物利用運送事業登録等
- ② 物流拠点施設等に関する税制特例 ～ 法人税・地方税(固定資産税)の特例措置
※営業倉庫に限る
- ③ 立地規制に関する配慮 ～ 市街化調整区域における施設整備のための開発許可等への配慮
- ④ 資金面等の支援 ～ 中小企業信用保険の保険限度額の拡充等
- ⑤ 政策金融 ～ 貸付金利が物流総合効率化法の認定を受けた場合は無利子

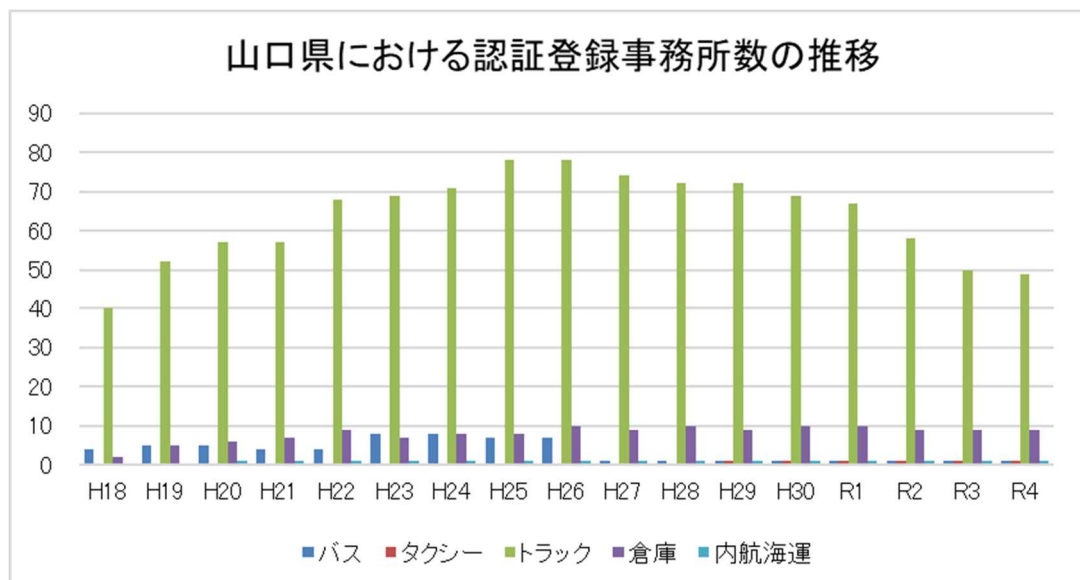
<山口県内の最近の認定事例>

東ソー物流株式会社 第二臨海物流センター(周南市臨海町) 認定日:令和元年 12 月 18 日

(2)グリーン経営の推進

国土交通省及び公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(エコモ財団)は、一定レベル以上の取組みを行っている事業者を対象に環境改善の推進とその努力を客観的に証明するため、「グリーン経営認証制度」を創設。平成 15 年 10 月からトラック事業者を対象とした「トラック事業者のグリーン経営認証制度」、平成 16 年 4 月 1 からはバス、タクシー事業者を対象とした「バス、タクシー事業者のグリーン経営認証制度」を、平成 17 年 7 月 1 からは海事関係事業者を対象とした「旅客船事業・内航海運業及び倉庫業・港湾運送事業者のグリーン経営認証制度」の運用を開始しています。

山口県内には令和 5 年 1 月末現在で、バス 1 事業所、トラック 49 事業所、タクシー 1 事業所、内航海運 1 事業所(下関海事事務所管内 1 事業所を含む)、倉庫 9 事業所(下関海事事務所管内 3 事業所を含む)の認証登録事業者があります。



(3) 倉庫業

倉庫業とは「寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業」のことで、具体的には、他人から物品を預かり保管するものが「営業倉庫」となります。

営業倉庫は、保管する物品により、種類が1～3類倉庫・野積倉庫・水面倉庫・貯蔵槽倉庫・危険品倉庫・冷蔵倉庫・トランクルームに分かれます。

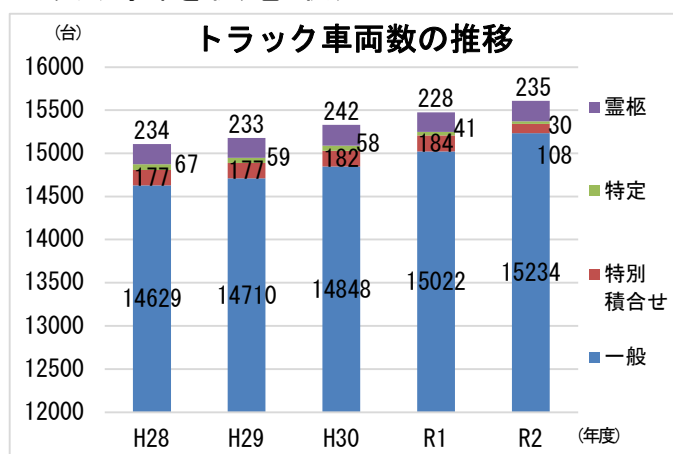
山口県内における営業倉庫保管面積・容積

		管轄	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
							事業者数	面積・容積
普通倉庫	1～3類倉庫	山口運輸支局	308.3	319.1	344.0	357.2	69	377.1
		下関海事事務所	101.2	101.2	109.3	110.9	33	116.5
		全県	409.5	420.3	453.3	468.1	102	493.6
	野積倉庫	山口運輸支局	321.8	318.4	318.6	373.5	7	373.5
		下関海事事務所	404.4	397.7	393.7	387.7	1	387.7
		全県	726.2	716.1	712.3	761.2	8	761.2
	危険品倉庫	山口(タンク)	0	0	0	0	0	0
		山口(タンク以外)	30.8	30.8	30.8	30.8	10	30.8
		下関(タンク)	176.4	179.3	176.4	176.4	1	176.4
		下関(タンク以外)	2.9	2.9	2.9	2.9	6	2.9
		全県(タンク)	176.4	179.3	176.4	176.4	1	176.4
		全県(タンク以外)	33.7	33.7	33.7	33.7	16	33.7
水面倉庫		山口運輸支局	103.1	103.1	0	0	0	0
		下関海事事務所	0	0	0	0	0	0
		全県	103.1	103.1	0	0	0	0
冷蔵倉庫		山口運輸支局	133.3	133.2	161.5	161.5	9	161.5
		下関海事事務所	283.3	283.3	283.3	283.3	14	283.3
		全県	416.6	416.5	444.8	444.8	23	444.8

単位：危険品倉庫の内タンクと冷蔵倉庫は容積(千 m^3)、その他の倉庫は面積(千 m^2)
危険品倉庫の管轄のうち山口は山口運輸支局、下関は下関海事事務所の管轄を示す。

(4) トラック事業

■トラック事業を取り巻く状況



国内貨物輸送におけるトラック輸送の分担率はトンベースで約9割、トンキロベースで約5割を占め、我が国の経済活動及び国民生活を物流によって支える重要な社会インフラ産業であると言えます。

しかしながら、トラック事業者の99%は中小企業が占め、近年の厳しい経済環境のもと、個々の事業者の経営は一層厳しさを増しています。

トラック事業は、労働集約型の産業である

ために構造的に人手不足の問題を抱えているうえ、運転者の年間労働時間は全職業平均と比べて約2割長い一方、年間賃金は1～2割低いなど、総じて長時間労働・低賃金の状態にあり、有効求人倍率も全職業平均の約2倍に達するなど、近年、運転者不足が深刻化しています。

また、女性の就業割合が低く、運転者の高齢化が進行している状況にあることから、トラック業界における将来の担い手を確保し、我が国にとって必要不可欠な運送サービスの供給を安定的・持続的に確保していくためには、労働条件の改善等を通じた職業としての自動車運転者の魅力の向上と、それを可能にする事業の経営基盤の健全化が喫緊の課題となっています。

■トラック輸送における取引環境・労働時間改善山口県地方協議会

平成 27 年7月、トラック事業者や業界団体、荷主、学識経験者、行政機関等の関係者からなる「トラック輸送における取引環境・労働時間改善山口県地方協議会」を設置し、トラック事業における取引環境の改善等を実現するための具体的な環境整備等について協議を行っています。

平成 28～29 年度においては先進的な取組みにより課題解決を実証するパイロット事業を実施し、平成30年度にはその成果や課題を踏まえたコンサルティング事業を実施しました。令和元年度からは、自主的な物流改善を促す「ホワイト物流」推進運動の周知や普及、令和3年度からは標準的な運賃や荷待ち時間への対応等に対する理解・協力を求める県内大手荷主に対する要請も実施しています。

令和6年4月の働き方改革関連法の施行に向け、引き続き中央、地方協議会において、トラック事業における長時間労働の抑制、適正運賃の収受、生産性向上目指し、荷主を含めた関係者が一丸となって取組みを進めていくことが不可欠であるため、関係者による当協議会を引き続き活用していきます。

■トラック事業における人材確保対策

トラック事業をはじめ、自動車運送事業全体における運転者不足の解消に向けた先導的な役割を国が果たすという観点から、山口運輸支局では、平成 27 年度から支局長による高等学校等への訪問活動を行っており、主に物流業界への就職実績のある高等学校を訪問し、学校長や進路指導担当者に対して、自動車運送事業の現状や魅力について説明を行い、就職活動を控えた生徒に、職業としての運転者に興味や関心を持っていただくよう活動しています。

なお、人材確保には経営基盤の健全化が不可欠であり、適正取引の推進を図る目的で、山口運輸支局では平成 26 年度から「トラック運送業における適正取引推進説明会」を定期的に開催し、燃料サーチャージの導入や運送契約の書面化等の推進について取り組んでいます。

(5)内航海運業

船舶による国内貨物輸送を一般に「内航海運」と呼んでいます。内航海運は、国内貨物輸送量の約4割(トンキロベース)を担っています。また、産業基礎物資(石油、鉄鋼、セメント等)については約8割を輸送しており、日本の経済や国民生活を支えるうえで重要な役割を果たしています。

内航海運は、1トンの貨物を1km 運ぶ際の二酸化炭素(CO₂)排出量は、営業用トラックと比較して約6分の1と、環境保全の面においても優れた輸送特性を有しています。

そのため、昨今の環境問題やトラック運転手の人手不足等により、モーダルシフトの担い手として注目されています。



セメント運搬船

■山口県内の概況

県内の内航海運業者は、使用船舶を1隻しか所有していない小規模事業者が大多数を占めています。

近年は、全国的な問題となっている景気低迷による輸送量の減少、燃油高騰、使用船舶の老朽化や船員不足の対応などの課題に直面しており、厳しい経営環境となっています。

年度末	H29	H30	R元	R 2	R 3
登録運送事業者	19	19	19	17	17
登録貸渡事業者	71	71	68	65	64
支配隻数	251	249	249	230	221
支配船腹量(総トン)	267, 757	267, 017	272, 187	266, 907	270, 827

(6)港湾運送事業

港湾運送事業は、海上輸送と陸上輸送の接点である港湾において、貨物の船舶への積み込みや積み卸し等を専門に行う輸送分野で、四方を海に囲まれている我が国の経済活動や国民生活を支えるうえで極めて重要な産業です。



徳山下松港での石炭船の荷役

■山口県内の概況

県内の港湾運送事業法に基づく指定港は6港あり、事業者数は令和3年度末で46者となっています。

県内には徳山下松港と宇部港の2港が連携する形で、石炭の国際バルク戦略港湾として選定されており、徳山下松港の徳山地域においては、既に平成24年4月から9万トンのパナマックスサイズ船が入港可能なコールセンターとしての周南バルクターミナルが本格操業しています。

また、同港下松地域においても、企業間連携による石炭の共同輸送を促進するため、14万トンのケーブサイズ船が入港可能な棧橋整備事業が着工され、令和7年春頃に完成予定となっています。完成すればさらなる大型船舶での輸送が可能となり、取扱貨物量の増加が期待されます。

徳山下松港の積卸貨物は、石油化学コンビナートに関わる石炭、原塩や鉄鋼、コンテナの取扱が多く、令和2年度の積卸量は全国17位となっています。

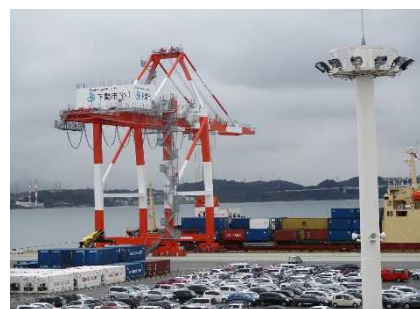
岩国港では、コンテナ、原木、紙・パルプ、化学工業品の取扱が多く、積卸量は全国50位です。

三田尻中関港は、自動車、自動車関連貨物、コンテナの取扱が多く、積卸量は全国40位となっています。

下関港では、韓国・釜山や中国・蘇州と定期航路で結ばれているため、コンテナ貨物や自動車などが多く取り扱われています。

宇部港では、石炭の国際バルク戦略港湾に選定されていることもあり石炭が多く、次にその他の鉱産品の取扱が多く、令和2年度の積卸量は全国21位となっています。

小野田港では、金属くず、その他林産品、鉄鋼の取扱が多くなっています。



下関港(長州出島)でのコンテナ荷役

港湾運送事業者数(令和3年度末)

【山口運輸支局】

港		事業者	一般	港湾荷役			はしけ	いかだ	関連 事業者	計
				一貫	船内	沿岸				
二種港	徳山下松	12	7	2	7	8	1	0	13	25
三種港	岩国	7	3	0	3	6	0	1	9	16
	三田尻中関	12	4	3	1	5	0	0	7	19

【下関海事事務所】

港		事業者	一般	港湾荷役			はしけ	いかだ	関連事業者	計
				一貫	船内	沿岸				
一種港	関門（下関）	5	2	3	0	1	0	0	3	8
三種港	宇部	6	2	4	0	1	0	0	6	12
	小野田	4	0	3	0	1	0	0	0	4

船舶積卸し実績(各年度末)

【 山口運輸支局 】

(単位:万トン)

年度		H29	H30	R元	R2	R3	H29 年度比
二種港	徳山下松	2,246	2,308	2,244	2,117	2,229	99.2%
三種港	岩国	316	311	283	286	391	123.7%
	三田尻中関	581	679	609	443	398	68.5%

【 下関海事事務所 】

(単位:万トン)

年度		H29	H30	R元	R2	R3	H29 年度比
一種港	関門(下関)	214	222	203	189	203	94. 9%
三種港	宇部	1, 607	1, 648	1, 552	1, 527	1, 762	109. 6%
	小野田	87	91	91	109	111	127. 6%

■安全・安心で環境にやさしい交通運輸の推進

(1)運輸事業者の安全管理体制の確立

■運輸安全マネジメント評価

平成 17 年に発生したJR西日本福知山線の脱線事故をはじめとする、各運輸分野におけるヒューマンエラーに起因した重大事故・トラブルの続発を契機に、これまでの各交通モードの事業法に基づく保安監査に加え、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となり輸送の安全性を向上させることを目的とした「運輸安全マネジメント制度」が平成 18 年 10 月に導入されました。

この「運輸安全マネジメント制度」の浸透・定着を図るため、経営トップ及び安全統括管理者等の経営部門へのインタビューや実施内容の確認を通じて、事業者が構築した安全管理体制のさらなる向上に資するための助言等を行う「運輸安全マネジメント評価」について各モード横断的に実施しており、自動車モードについては山口運輸支局本庁舎の自動車監査室が、海運業などの海運モードについては山口運輸支局徳山庁舎と下関海事事務所の運航労務監理官がそれぞれ担当しています。

■自動車監査室

規制緩和後の事後チェック体制の強化を図るため、平成 17 年 10 月から山口運輸支局に「自動車監査室」が設置されています。

監査室では、定期的な監査室会議の開催により、監査計画や事案処理について検討を行っており、公安委員会、労働局、適正化実施機関からの通報や苦情等について、特別監査や巡回監査、労働基準監督署との合同監査を行ない、違反事業者に対する処分と指導・改善促進を通して、輸送の安全確保が最も重要であるということを浸透させています。

また、監査だけでなく、法令遵守のための集団指導講習の開催や、事故報告内容の調査・分析、各種講習会等の機会を通じた、事故防止の啓発や法令遵守、安全対策の向上の取り組みを行っています。

■運航労務監理官

船員の災害防止、安全・衛生等の船内環境整備、船員の労働条件の確保を図るため、

- ・船舶へ立ち入り、船員及び船舶所有者の監督指導を行う船舶監査
- ・事業者へ立ち入り、主として船舶所有者への監督指導を行う事業場監査
- ・船員及び船舶所有者からの行政相談への対応、助言、法的措置

のほか、輸送の安全確保のため、

- ・一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許認可に係る安全上の審査

- ・安全管理規程の審査
- ・運航管理に関する監査及び指導
- ・運輸安全マネジメント評価

等を行っています。

令和3年度は県内で船舶62隻(山口35隻、下関27隻)に対して労務監査等を実施しました。



旅客船乗組員安全運航研修会



船舶監査

(2)外国船舶の監督

■ポート・ステート・コントロール(PSC)

ポート・ステート・コントロールとは、外国船舶が寄港した際に、寄港国の政府はその船舶が条約で要求される安全基準を満足しているかを検査するために、船舶に対して立入ができる制度で「PSC」と呼ばれるものです。

検査の結果、人命の安全や海洋環境に重大な影響を及ぼす可能性のある重大な欠陥が認められた場合は、船長に対し改善を命令し、場合によっては船舶の航行を停止することが認められています。

外国船舶監督官は、全国各地で実施しているPSC、アジア・太平洋地域等近隣諸国のPSCとも協力体制を整え、地域全体で条約等の国際基準に満たない船舶(サブ・スタンダード船)の排除に努めています。

令和3年度は県内で109隻(山口62隻、下関47隻)に対してPSCを実施しました。



整備不良等により、外国船舶による重大な海難が後を絶ちません。日本近海での海難事故や海洋汚染の防止を図るためにもPSCを一層強化していく必要があります。



乗客が落水した際に素早く、的確な行動をとることができるかなど、船員の能力についても検査をします。

(3) 年末年始の輸送等に関する安全総点検

■多客時の輸送の安全を守るために

年末年始の旅客・貨物の輸送が増える12月10日から1月10日の間、バス、タクシー、トラック、旅客船事業者を選定して、事故防止等に関する安全総点検を行っています。

令和4年度の安全総点検においては、

1. 安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
2. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
3. 令和5年5月開催のG7広島サミットの安全かつ円滑な開催に向け、テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
4. 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

以上を重点点検項目とし、各事業者の営業所等において点検を実施しました。

安全総点検ではその他にも、路線バスや旅客船に添乗し、安全運行(航)の確認等を行っています。



(4) 自動車の登録業務

【登録の目的】

- ①民事登録の役割…「所有権の公証」をし、第三者対抗要件を与えることにより、自動車の流通の安定と円滑化を図っています。
- ②行政登録の役割…ナンバープレートを交付し、自動車の識別をするとともに、保有実態を行政的に把握し、各種経済指標として活用しています。

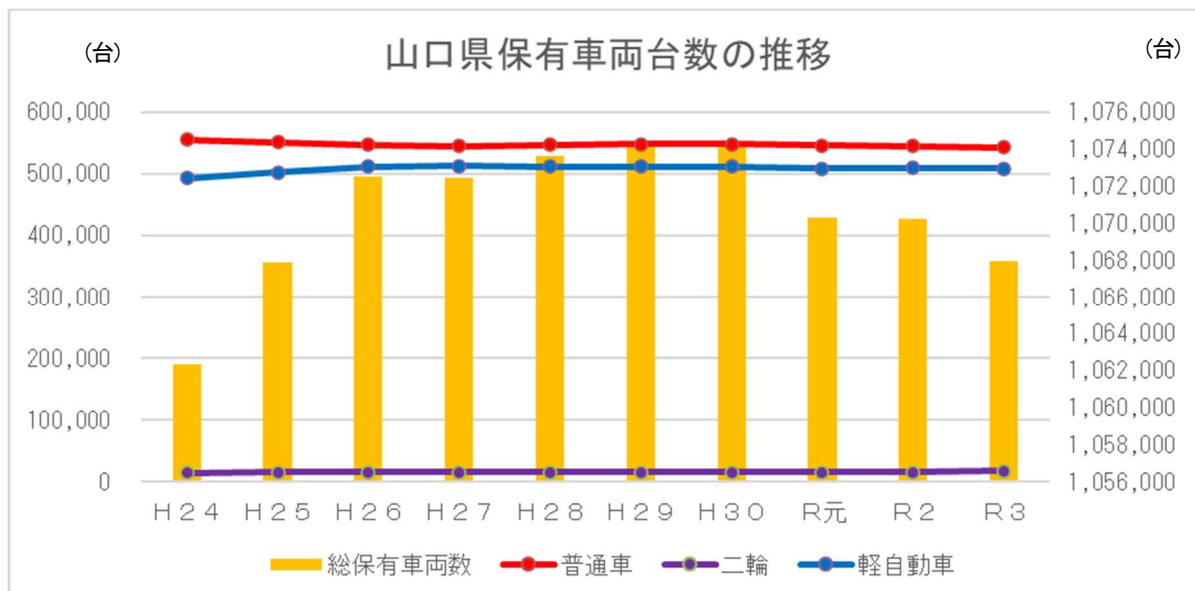
■山口県の自動車保有台数

山口県の令和3年度末総保有台数は、約106.7万台(うち軽自動車(軽二輪含む)約50.7万台、小型二輪は約1.7万台)です。

普通車の保有車両台数は、平成10年度をピークに減少傾向にありましたが、平成27年度からはほぼ横ばいとなっており、令和3年度における平成10年度比は約90%となっています。

一方、軽自動車(軽二輪を含む)は平成27年度まで増加を続けていましたが、それ以降はゆるやかに減少し、ピークだった平成27年度比では約99.0%となっています。

総保有車両台数は、平成18年度にいったんピークを迎え、その後減少しましたが、平成23年度から再び増加傾向に転じた後、平成26年度からはほぼ横ばいを推移してきましたが、令和元年度以降は大きく減少しています。



※小型二輪は排気量250cc超の二輪（125cc超～250cc以下の軽二輪は軽自動車に含む。）

■地方版図柄入りナンバープレート



平成30年より地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付が始まりました。

山口県では、代表的な観光地である「錦帯橋」と「秋吉台」、山口県PR本部長である「ちよる」をあしらった山口ナンバーと、下関地域を代表するランドマークである「関門橋」「海峡ゆめタワー」「赤間神宮」等と「ふく」をあしらったデザインの下関ナンバーの2種類です。

図柄入りナンバープレート申込みの際に募集している寄付金は、導入地域における交通の改善や観光の振興などの取組みに活用されることになっており、一般ユーザーも図柄入りナンバープレートを自らの愛車に取り付けることで、自分が住む県・市をPRすることができます。申込件数(登録車と軽自動車の合計)は、令和3年度末現在で、山口ナンバー3,343件、下関ナンバー1,640件となっています。

■低公害車の普及

環境にやさしい低公害車はエコカー減税政策もあり、年々台数が増加しています。

排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対しては、自動車重量税と環境性能割(※令和元年10月1日から、自動車取得税を廃止し、新たに導入。)を免税・軽減する制度があります。

自動車税・軽自動車税については、グリーン化特例として軽減するとともに、一定年数を経過した車両について重課する制度となっています。



燃料電池車(FCV)

低公害車保有車両数（大型特殊自動車、被けん引車、軽自動車は除く。）

令和3年3月末現在

	電 気	燃料電池車	CNG※	PHV	ハイブリッド	合 計
山 口	1,732	33	1	1,916	134,186	137,868
中 国	6,915	132	251	11,272	653,530	672,100
全 国	140,490	7,113	5,328	174,448	10,703,962	11,031,346

※CNG は、H21Nox10%低減車の数。全国はメタノール車5台を除く。

(5) 自動車の検査業務

自動車の安全性、環境性に対する客観的な基準(保安基準)について適合しているかを一定期間ごとにチェックするのが自動車の検査、いわゆる「車検」です。

この検査に合格して、有効な自動車検査証の交付を受けなければ自動車を走らせることはできません。検査の種別は、新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査などがあります。

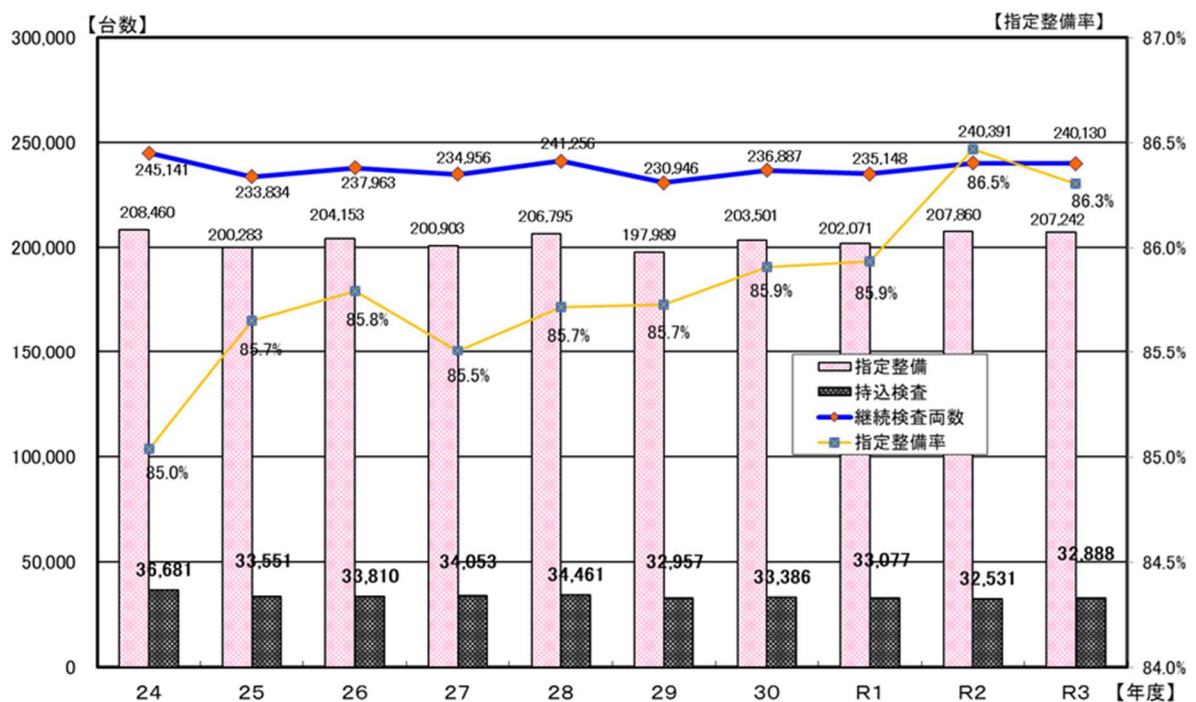
なお、自動車が保安基準に適合しているかどうかの審査業務については、独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部山口事務所の自動車検査場で行っていますが、国の認証を受け、一定の基準に適合した整備工場が、国の行う検査の一部を代行することができる「指定自動車整備事業者」(民間車検工場)もあります。



最大安定傾斜角度測定



検査機器による判定



車検以外にも警察機関の協力のもと、点検整備の指導、不正改造車の排除、無車検運行防止、ディーゼル自動車の黒煙の低減及び不正軽油の排除に重点を置き、公道における街頭車両検査を実施しています。

A photograph showing a white van parked on a road. Several people in blue protective suits and orange traffic cones are visible, suggesting a disinfection or safety protocol. The scene is outdoors with trees and a clear sky.

法第 54 条の 2..... 4 件

不正改造車を排除する運動

加施/制止两害,不足为取止施治也。 治罪/内府, 皇帝府, 皇帝求道, 新道也, 帝, 帝尊也。 協力/立有行政身自和助和合治也, 新自新事也, 新治也。

21

(7) 自動車整備事業関係業務

自動車の特定整備には高度な技術や一定の設備が必要であることから、特定整備を行う事業場ごとに認証制度が設けられています。

また、認証を受けた工場のうち一定の基準に適合した工場については、国の行う検査の一部を代行することができる「指定自動車整備事業制度」(民間車検)もあります。

これらの工場に対しては、法令の周知徹底、点検・整備・検査の質的向上を図るため、定期的に研修等を実施、事業の適切な運営等について指導を行っているほか、自動車整備の技能向上を図るため自動車整備士技能検定制度により、国土交通大臣が自動車整備士の技能検定を実施しています。

近年、自動車整備業界では深刻な人材不足の課題に直面しております。その課題解消に向けた取り組みとして、平成 26 年度から支局長が高等学校等を直接訪問し、就職活動を控えた生徒に自動車整備士に対する興味や関心を持っていただくよう、学校長や進路指導担当者に対して自動車整備士の現状や魅力について PR を行っているほか、小さいころから自動車に興味を持ってもらうために子どもたちを対象としたイベントを開催するなどの活動を行っています。



自動車検査員実務教習



きっずメカニックフェスタ2022

(8) 自動車保安関係業務

■自動車運送事業者の輸送の安全確保

自動車運送事業の規制緩和が進められる中、バス・タクシー・トラック等運送事業者に対して、輸送の安全確保を徹底させるため、運行管理及び車両管理について指導監督を行っています。

また、自動車運送事業者において選任された運行管理者・整備管理者に対しては定期的な研修等を実施し、乗務員の労働管理、健康管理、安全運転教育の徹底や適性診断結果の活用等について指導しています。



整備管理者選任前研修

(9) 船舶検査・測度業務

① 船舶検査官

「船舶安全法」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」等に基づき、主に次のような業務を行っています。

■ハード面では

1. 船舶の安全の維持(転覆事故の防止、航海計器やエンジン等の機器・設備の施設・維持)、人命の安全の保持(救命・防火・消防設備等の施設・維持)についての検査を行っています。
2. 海洋環境保護のため、油や有害性物質、廃棄物及び船舶からの排出ガスやバラスト水などによる汚染を防止するための設備の施設・維持について検査を行っています。
3. 高齢者、障がい者等の方が利用する公共交通機関の利便性確保のため、旅客船のバリアフリー設備の施設・維持について確認しています。

■ソフト面では

国際航海を行う船舶に対するテロ等の危害行為防止のため、国際コード(ISPS コード)に基づいた保安対策についての検査を行っています。

海難事故の多くが人的要因(ヒューマンエラー)によるものと認識されるようになり、これを背景に海難防止のため、船舶だけでなく陸上の管理部門も含めた全社的な「安全管理システム」の構築が国際条約で取り決められ、国際航海を行うほとんどの船舶について国際コード(ISM コード)に基づいた認証の取得が義務づけられています。

また、内航船においても任意で同様な認証の取得ができることとなっています。船舶検査官はこれらの認証の審査も行っています。



入渠中の船底検査



救命設備の検査

② 船舶測度官

「船舶のトン数の測度に関する法律(トン数法)」に基づき、総トン数を算出します。また、船舶国籍証書の記載内容と現状を確認するため、船舶国籍証書の検認を実施しています。

総トン数は安全規制の適用、課税等の徴収基準として海事制度全般に広く用いられています。

また、総トン数は船舶の大きさを表す指標として、船名・船舶所有者等と共に登録され、船舶国籍証書に記載されています。



実船検認を実施している様子

■造船業・船用工業の活性化等

(1)造船業

我が国の造船業は、優秀な技術力や高い生産性によって、タンカー、ばら積貨物船、フェリー、作業船など国内外に向けて多種多様な船舶を供給し、世界でもトップクラスの建造量を誇っています。

■山口県内の概況

山口運輸支局管内の造船所では平成 19 年から大型外国籍船舶の建造が行われるようになりました。令和3年度に 20 トン以上の船舶を新造したのは1社で、外国船7隻を建造しました。新船建造のほか、内航船については修繕が主となっています。

下関海事事務所管内の造船所では、大型フェリー、油・ケミカルタンカー、貨物船、巡視船、など多種の船舶を建造するとともに船舶の修繕についても事業を行っています。令和3年度は日本船7隻、外国船5隻を建造しました。



建造中の外国船舶

山口県内の造船所数				令和3年度末
	許可 造船所	登録 造船所	届出 造船所	純事業場数
山口運輸支局	3	17	10	21
下関海事事務所	11	9	13	23

■許可造船所:

総トン数 500トン以上又は長さ 50m 以上の鋼製船舶の製造又は修繕ができる造船所

■登録造船所:

総トン数 20 トン以上又は長さ 15m 以上の鋼船、木船の製造又は修繕ができる造船所

■届出造船所:総トン数 20 トン未満の鋼製船舶又は鋼製以外の船舶(FRP 等)で、総トン数 20 トン以上又は長さ 15m 以上のものの製造又は修繕ができる造船所

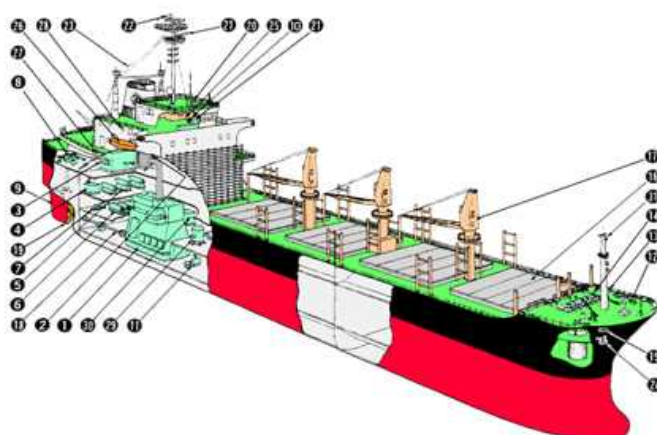


新造船の進水式

(2)船用工業

船用工業は、船舶に搭載される船用ディーゼル機関、ポンプ、通信機器、救命いかたなど多種多様な機器を供給する機械産業です。造船業と常に密接な関係を持ち、その生産高は新造船建造量と深く関わっています。

山口県内には船用工業事業者が 44 者(山口運輸支局管内7者、下関海事事務所管内 37 者)あります。



- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 主機関 | (2) ボイラ |
| (3) 空調機 | (4) 汚水処理装置 |
| (5) 発電機 | (6) 空気溜め |
| (7) 消火ポンプ | (8) 操舵機 |
| (9) 舵 | (10) 操舵スタンド |
| (11) バラストポンプ | (12) ボラード |
| (13) ムアリングパイプ | |
| (14) ウィンドラス | |
| (15) ローラフェアリーダ | |
| (16) ハッチカバー | |
| (17) デッキクレーン | (18) 中間軸 |
| (19) プロペラ | (20) コンパス |
| (21) レーダー | (22) ロラン |
| (23) アンテナ | (24) アンカー |
| (25) 自動制御装置 | (26) 救命艇 |
| (27) 救命いかた | (28) 舵窓 |
| (29) 油水分離器 | (30) 造水装置 |
| (31) 停泊灯・航海灯 | |

(3) 廃油処理

海洋汚染を防止するため、船舶や海洋施設からの油や有害物質の排出が規制されており、廃油処理事業者は、これらの廃油やビルジ(船底にたまる油性混合物)等を処理しています。

船舶の海洋汚染防止設備等は定期的に検査していますが、廃油処理事業者の施設等についても同様に定期的に立入検査を行っています。

山口県内には廃油処理事業者が7者(山口運輸支局管内3者、下関海事事務所管内4者)あり、事業として、船舶などから排出されるビルジ等の処理を請け負うほか、自家用として、自社の石油精製業などの事業により排出される廃油などの処理を行っています。

(4) モーターボート競走

モーターボート競走による収益は、船舶・海洋関係の産業基盤整備、海事思想の普及、公益・福祉関係事業の振興・増進並びに地方財政への寄与など幅広い分野で役立てられており、国民により一層楽しめる娯楽となるよう取り組んでいます。

山口県内には、徳山競走場と下関競走場があります。

■徳山競走場「ボートレース徳山」

ネット投票が好調であることから、令和2年度には過去最高の売り上げを記録しました。

また、地域開放型の施設としてリニューアルオープンし、地元ファミリー層を主な対象とした地域活性子育てプロジェクト「あそらぼ」、「ポルカ・マルシェ」等イベントを例年実施し、地元地域の活性化へも貢献しています。

■下関競走場「ボートレース下関」

平成 29 年4月から全国6場目となるナイターレースが開催されました。ナイターレースが好調をけん引し、電話投票の増加と相まって令和3年度は順調に売り上げを伸ばし、継続して過去最高の売上げを記録しました。

加えて、令和3年度は、21 時以降に原則として無観客で実施される「ミッドナイトレース」も開催されました。

また、新たなレジャー施設として、令和2年9月には「ボートレースチケットショップながと」が開設されるとともに、競走場を身近な施設とするため、平成 31 年4月に親子向けの屋外遊び場・ボートキッズパーク「モーヴィ下関」が場内に開設されました。

さらに、令和3年度から、西スタンド棟が新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場として有効活用されています。



徳山競走場 東スタンド



下関競走場 ナイターレース



ボートレースチケットショップながと



新型コロナワクチン集団接種会場

山口県内のモーターボート競走場売上金額及び入場者数(各年度末)

【山口運輸支局】

徳山競走場	H29	H30	R元	R2	R3	H29 年度比
売上金額(百万円)	43,634	52,018	64,186	83,552	82,661	189.4%
入場者数(千人)	143	150	144	123	127	88.8%

【下関海事事務所】

下関競走場	H29	H30	R元	R2	R3	H29 年度比
売上金額(百万円)	67,550	70,871	79,734	123,321	140,258	207.6%
入場者数(千人)	118	116	119	63	80	67.8%

(5)「海の駅」

ヨットやクルーザーによるマリンレジャー普及事業の一環として、「海の駅」の設置登録及び利用促進を推進しています。

「海の駅」は海・陸から誰でも立ち寄ることができ、ビジター桟橋のほかインフォメーションや給油・給水・シャワー利用等の設備を完備した、地域の海洋レジャー及び情報発信の拠点となる施設です。

県内では、「しゅうなん海の駅」(周南市)、「マリーナはぎ海の駅」(萩市)、「すおうおおしまあげのしょう海の駅」(大島郡周防大島町)、「センザキッチン海の駅」(長門市)の4施設に続き、令和元年8月に「UBE マリーナ海の駅」(宇部市)が新たに認定されています。



UBE マリーナ海の駅

(6)海に関係したイベントの実施

「海の日」(令和4年7月 18 日)にあたり、徳山下松港、岩国港、三田尻中関港、下関港、宇部港と各地で「海の日記念式典」等を実施しました。



海の日記念式典(左から、徳山下松、下関、宇部)

徳山下松港においては、令和4年2月10日に開港100周年を迎えたことから、令和4年度の式典は周南市と共催で「海の日・徳山下松港100周年記念式典」と称し、3年ぶりに周南市文化会館にて自衛隊による吹奏楽コンサートとともに盛大に執り行いました。その他の主な徳山下松港開港100周年記念事業として、11月5日(土)、6日(日)に帆船「みらいへ」、「日本丸」、「海王丸」、海上保安庁測量船「くろかみ」が徳山下松港に同時入港し、当日は中国運輸局のSea to sea アンバサダーである山口県出身STU2名のメンバー、2022 ミス日本「海の日」の属さん等にもお越しいただき、両日の来場者5万人と、コロナ禍にもかかわらず、地域のたくさんの皆様に船の良さ、港、内航海運、船員の必要性を知ってもらう良い機会となりました。



■船員の労働安全と雇用の促進

(1)船員

海上で労働する船員の労働条件や航海の安全を確保するため、「船員法」や「船員労働安全衛生規則」などの法令が定められています。

① 船員法業務

窓口では、船舶の種類や航行時間に応じた必要な定員、資格についての確認事務を行っています。

船員の雇入(乗船)・雇止(下船)を行った場合の雇入契約成立等の届出受理、船員手帳の交付、国際条約に基づく航海当直部員・危険物等取扱責任者の認定事務などがあります。

徳山下松港に隣接して利便性の良い徳山庁舎の雇入契約成立等の届出受理件数は全国でもトップクラスです。



船員法窓口

山口県内船員法関係事務取扱実績(令和3年度)

	船員手帳(外国人を含む)					
	新規	再交付	書換	計	訂正	計
山口運輸支局	34	0	41	75	4	79
下関海事事務所	55	2	89	146	16	157

	雇入契約届出等					
	雇入	雇止	更新	変更	就退職	計
山口運輸支局	2,904	2,892	0	890	2	6,688
下関海事事務所	1,368	1,367	18	453	0	3,206

	航行報告		
	受理	証明件数	証明通数
山口運輸支局	36	36	36
下関海事事務所	72	72	76

②船舶職員及び小型船舶操縦者法業務

船舶職員(船長、航海士、機関長、機関士、通信長等)として船舶に乗組む場合は、海技士等の資格が必要です。

資格は、海技士(総トン数20トン以上の船舶)と小型船舶操縦士(同20トン未満)に区分され、総トン数、航行区域、エンジンの出力等により必要な職員数や資格が定められています。

海技免状、操縦免許証についてはそれぞれ5年ごとの更新が必要です。これらの海技免状等の更新・再交付事務のほか、小型船の安全遵守事項の周知活動等を行っています。

③雇用対策

船員の急速な高齢化が進んでいることから、若年船員を中心とした労働力確保のため、全国各地で開催される船員就業フェアや船員の計画雇用促進事業、各種資格取得助成制度の案内を行っています。

また、求人者・求職者に迅速な職業紹介を行うため、窓口 nationwide の求人・求職情報をオンラインで検索閲覧できるタッチパネル式情報検索端末機を設置するほか、再び船員になろうとする離職船員への失業保険金の認定事務も行っています。

山口県内の船員職業紹介/失業保険受給状況(山口県)

	H29	H30	R元	R2	R3	H29 年度比
求人数	454	513	545	612	719	158.3%
求職数	152	138	141	122	150	98.6%
成立数	71	56	55	34	40	56.3%
失業保険受給者(延人数)	87	82	57	68	73	83.9%

(2) 船員災害防止対策

船員の労働災害・疾病は関係者のたゆまぬ努力により、大幅に減少しているものの、陸上の労働災害と比較すると依然として高い発生率になっています。

船員災害を未然に防止するためには、船舶所有者による船内の快適な作業環境及び居住環境の整備をはじめとした自主的な災害防止対策の推進が必要です。

国土交通省では毎年9月を「船員労働安全衛生月間」と定め、全国的に官民一体となった船員の災害防止を目的とした運動を展開しています。

令和4年度は、船員災害防止実施計画に基づき、作業時を中心とした死傷災害防止対策を重点とするほか、海中転落・海難による死亡災害防止対策、漁船における死傷災害対策、年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病対策、パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保、生活習慣病等の疾病防止対策、感染症対策等を推進しました。



海上からの呼びかけ運動



訪船活動

船員災害発生率(令和2年度)

千人率	災害	疾病
全国	8.3	7.4
中国運輸局	9.5	6.9
山口運輸支局	4.4	8.7
九州運輸局	8.4	10.8
下関海事事務所	5.0	15.0

また、船舶所有者など関係者による船員の労働災害防止に向けた自主的な取組みの促進を図るために、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する「船員労働災害防止優良事業者(一般型)認定制度」の創設以降、全国 132 事業者(令和4年10月現在)、そのうち県内においては、1級3事業者(山口2、下関1)、2級2事業者(山口)が船員労働災害防止優良事業者として認定されています。

これにより認定事業者の更なる安全意識の向上が図られるとともに、波及効果として他の船舶所有者の船員災害防止活動の活性化が期待されます。

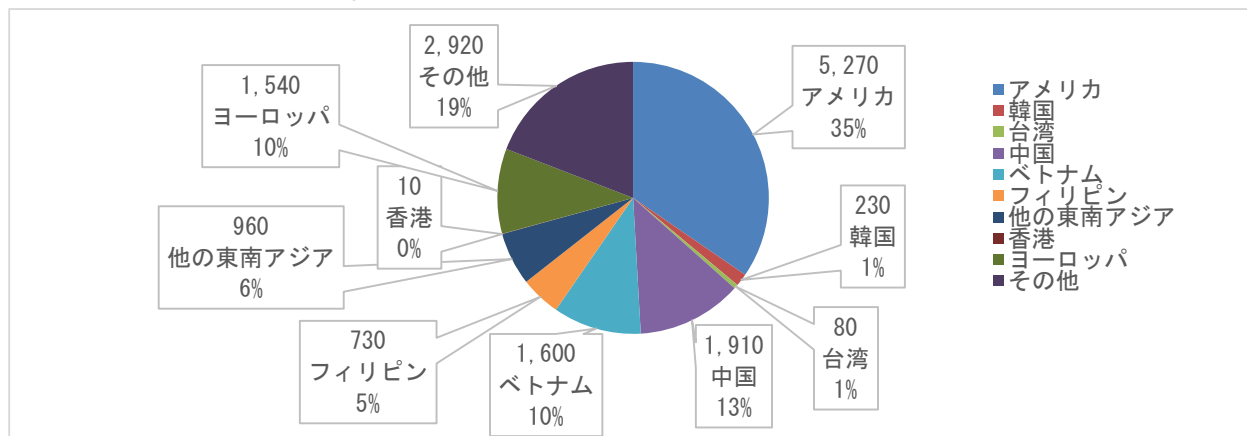
■観光振興の支援

(1)令和3年における宿泊者数

	延べ宿泊者数	全国比	順位	うち外国人 延べ宿泊者数	全国比	順位
全 国	317,773,850 人	—	—	4,317,140 人	—	—
山口県	3,301,620 人	1.03%	34 位	19,580 人	0.45%	27 位

※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査報告（令和3年1月～12月）」

(2)外国人延べ宿泊者数の構成



※出典：観光庁「宿泊旅行統計調査報告（令和3年1月～12月）」（従業者数10人以上の施設に対する調査）

(3)県内のクルーズ寄港の現状

2022年(令和4年)の県内のクルーズ船寄港実績は14回で、うち9回は豪華客船「ガンツウ」による柳井港、上関港への沖合停泊です。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた2021年(令和3年)と比べるとやや回復傾向にありますが、すべて日本船となっています。

なお、下関港については、下関港の新港地区(長州出島)が平成31年3月1日に「官民連携により国際クルーズ拠点港を形成する港湾」に選定され、今後、MSCクルーズ社と連携し、令和5年を目途に港湾整備が進められることとなっています。

(4)サステナブルな観光コンテンツ強化事業

中国運輸局では、地域の観光資源を保全、活用していくため、ポストコロナを見据え、持続可能な観光(サステナブルツーリズム)を推進しております。

令和4年度、山口県宇部市では「藤河内茶園」「キワ・ラ・ビーチ」を舞台に、サステナブルな観光を希望する訪日外国人旅行者をターゲットにした観光商品の造成を行いました。事業の最後には外国人専門家等を招請し、実際に宇部市でコンテンツを体験頂くモニターツアーを実施しました。



モニターツアーの様子

■運輸産業の人材確保・育成

下関海事事務所では、海事産業の人材確保・育成にむけて、教育委員会や海事産業界と連携して海事施設見学会等を実施しています。

平成27年度からは、市内造船業界の人材確保を支援するため、全国で6校しかない工業高校の造船コースの生徒を対象に、造船所と長距離フェリーの見学会を実施し、意識啓発を行いました。

また、海洋教育の推進のため、小中学校社会科教員を対象にした海事施設見学会や平成30年度に下関市内の小学5年生に配付された日本海事広報協会作成の社会科副読本の活用に向けた取り組みも実施しています。

なお、令和4年度においては、下関市立西市小学校の5年生17名を対象に下関市内の海事産業事業者である下関海陸運送(株)及び旭洋造船(株)の協力のもと、見学会を開催しました。

《 令和3年度の実施風景 》

工業高校生を対象にした海事施設見学会



下関工科高校1年生が海事産業施設を見学

《 令和4年度の実施風景 》

小学生を対象にした海事施設見学会



下関市内の小学5年生が「コンテナターミナル」及び「造船所」を見学

小中学校の教員を対象にした海事施設見学会



宇部市内の教員が「船員の仕事内容」を受講後、「コールセンター」と「コンテナターミナル」を見学

山口運輸支局本庁舎では、運送事業・整備事業の人材確保を支援するための取組みを継続して行っています。

令和4年度は、山口市と共催で「運転士体験会&就業体験フェア」、県や関係団体等と連携して「バス・タクシー担い手確保ミニフェア」を開催し、運送事業者と求職者のマッチングを行っています。

また、令和4年度には自動車整備業界の人材確保・育成に向けた取組みとして、職業体験イベント「きっずメカニックフェスタ」に加えて、全国的にもめずらしい産学官連携による「山口県メカニック&モーターSHOW」を開催し、自動車整備の魅力をPRしました。

運送事業・整備事業の人材確保を支援するための取組み



運転士体験会&就業体験フェア



山口県メカニック&モーターSHOW



山口運輸支局徳山庁舎では、平成28年度から山口県内航海運組合と連携し、中学生を対象に、内航海運に関する講義や港内クルージング体験等による海事産業への理解を深めるための人材育成事業を実施しています。また、海洋教育の実践を目指して、教育委員会等への働きかけも行っています。令和4年度は、周南市立鹿野中学校及び鼓南中学校の中学1年～3年生22名を対象として、「徳山港内体験クルーズ」を実施しました。

中学生を対象にした海事施設見学会



座学で内航海運を学ぶ



船上からコンビナート見学



ブリッジ内の機器も見学

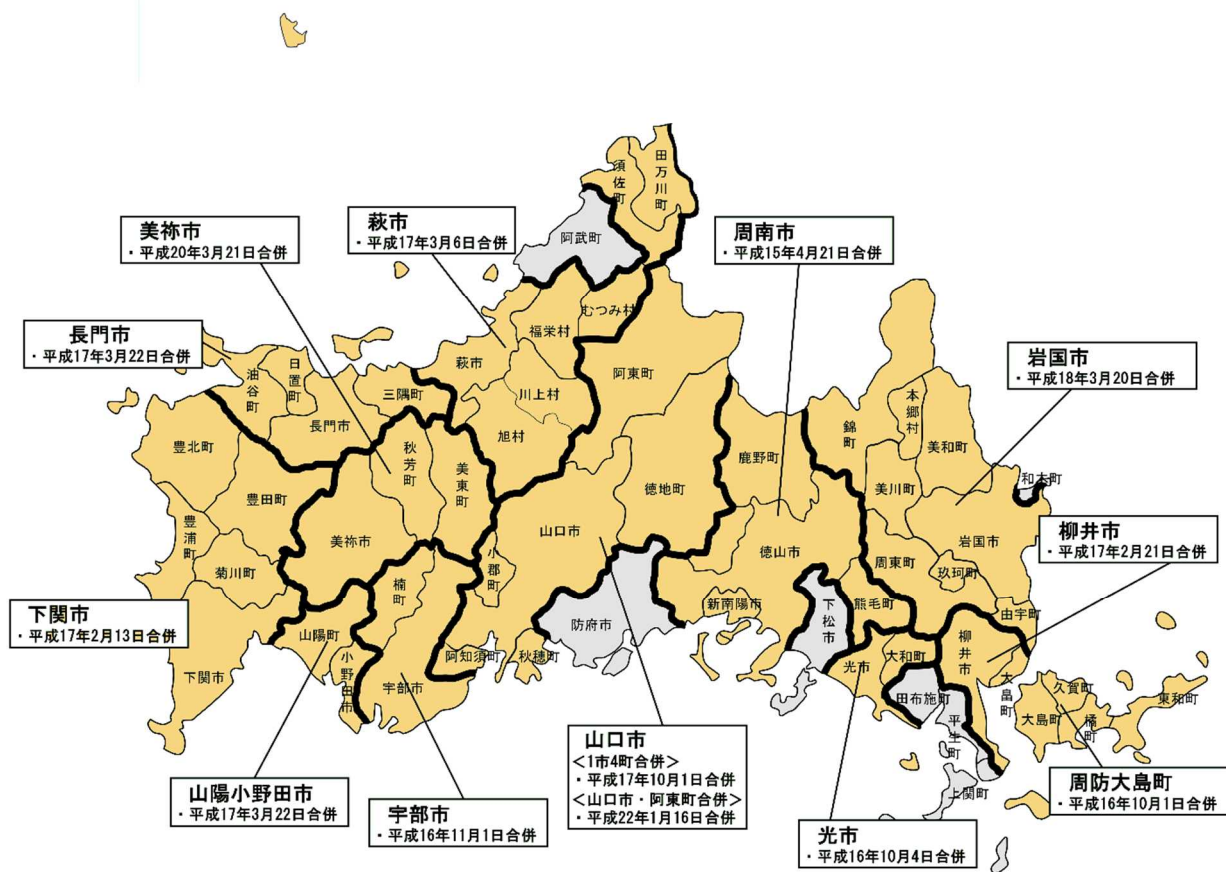
■参考資料 ～地図で見る山口県～

(1) 山口県内の基礎自治体データ

	自治体	首 長	人 口 (人)	5年減少率 (%)	面 積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	総生産 (千円)
*	山口県	村岡 嗣政	1,342,059	-4.5	6,112.50	219.6	6,374,592
1	下関市	前田 晋太郎	255,051	-5.0	716.18	356.2	962,467
2	宇部市	篠崎 圭二	162,570	-4.0	286.65	567.0	641,074
3	山口市	伊藤 和貴	193,966	-1.8	1,023.23	189.6	827,893
4	萩市	田中 文夫	44,626	-10.0	698.31	63.9	146,532
5	防府市	池田 豊	113,979	-1.7	189.37	601.8	602,963
6	下松市	國井 益雄	55,887	0.1	89.34	625.1	300,142
7	岩国市	福田 良彦	129,125	-5.6	873.67	147.8	538,759
8	光市	市川 熙	49,798	-3.1	92.13	540.7	411,949
9	長門市	江原 達也	32,519	-8.2	357.31	91.0	109,741
10	柳井市	井原 健太郎	30,799	-6.5	140.05	219.8	120,592
11	美祢市	篠田 洋司	23,247	-11.1	472.64	49.2	108,305
12	周南市	藤井 律子	137,540	-5.0	656.29	209.6	892,211
13	山陽小野田市	藤田 剛二	60,326	-3.7	133.09	453.2	379,114
14	周防大島町	藤本 淨孝	14,798	-14.0	138.10	107.2	38,071
15	和木町	米本 正明	6,034	-4.0	10.58	569.2	201,894
16	上関町	西 哲夫	2,342	-16.4	34.69	67.5	11,104
17	田布施町	東 浩二	14,483	-5.4	50.42	287.4	40,279
18	平生町	浅本 邦裕	11,914	-6.9	34.54	344.3	31,931
19	阿武町	花田 憲彦	3,055	-11.8	115.95	26.3	9,571

【出典】総務省「令和2年国勢調査人口等基本集計」、国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調

【出典】山口県「平成30年度経済活動別市町内総生産」

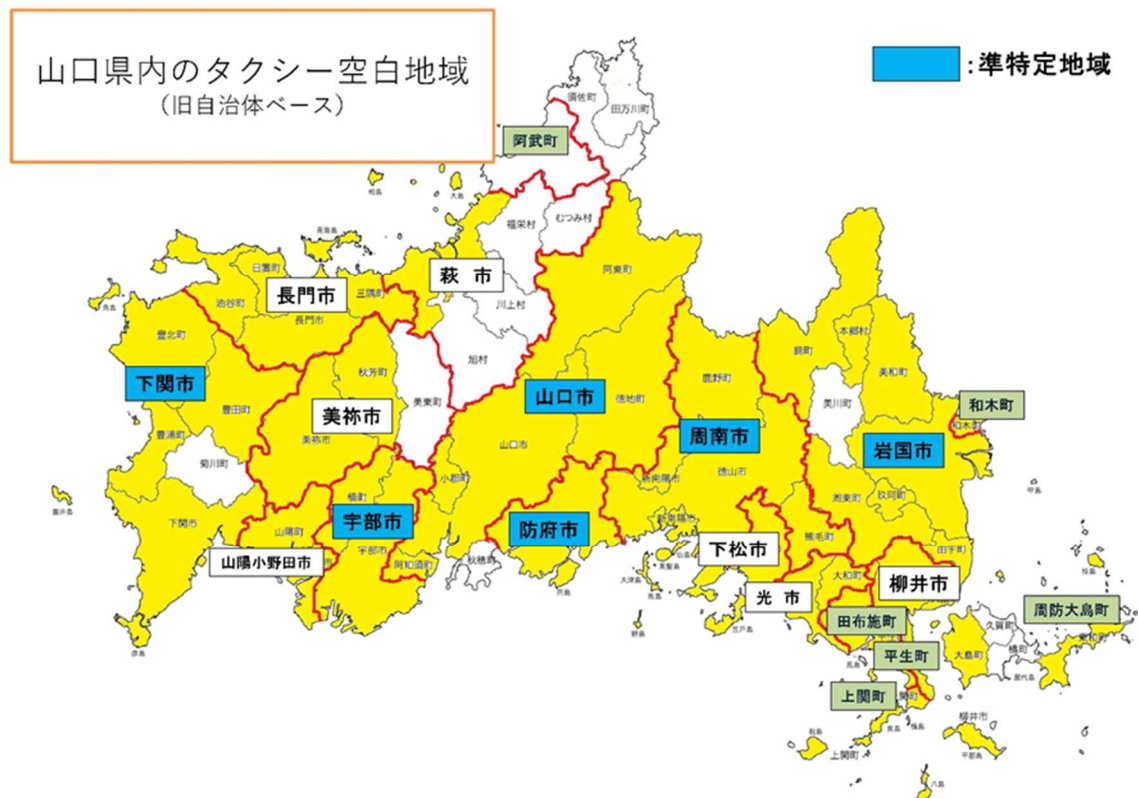


(2)山口県内のタクシー空白地域

現在、山口県内の基礎自治体数は19市町(13市+6町)です。平成の大合併以前には県内に56の基礎自治体(14市+37町+5村)が存在していました。

近年の地域における人口の減少や少子高齢化の進展に伴って、輸送需要が大きく減少した地域では、タクシー事業者の存在しない「タクシー空白地域」が増えています。

平成の大合併以前の基礎自治体ベースで見ると、13地域が「タクシー空白地域」となっています。



山口県内営業区域別ハイタク事業の概況（令和3年度末）

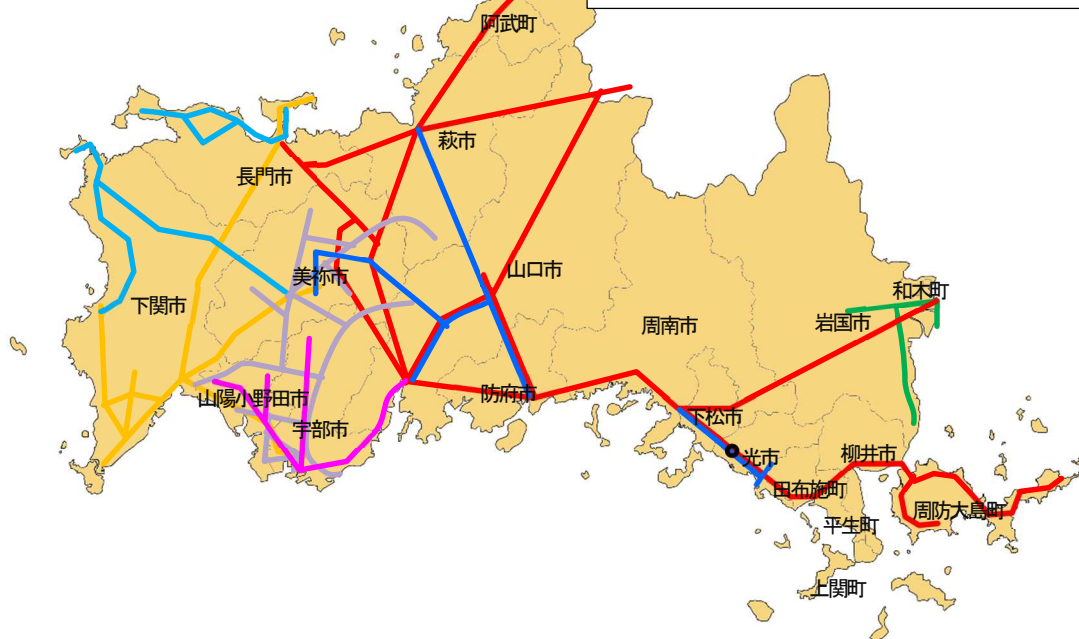
営業区域	自治体の範囲	事業者数 (者)	保有車両数 (両)	1事業者当たり 車両数(両)	1車両当たり 人口(人)
下関市	下関市	20	506	25	498
宇部市	宇部市	10	310	31	520
山口市	山口市(旧阿武郡阿東町を除く)	14	254	18	757
萩交通圏	萩市、阿武郡阿武町、山口市(旧阿武郡阿東町に限る)	5	60	12	736
周南市	周南市	12	278	23	499
防府市	防府市	8	135	17	854
下松市	下松市	4	62	16	924
岩国交通圏	岩国市、玖珂郡和木町	16	240	15	539
山陽小野田市	山陽小野田市	5	99	20	612
光市	光市	4	53	13	936
長門市	長門市	5	65	13	492
柳井交通圏	柳井市、熊毛郡上関町、田布施町、平生町	4	79	20	384
美祢市	美祢市	4	50	13	463
大島郡	周防大島町	4	13	3	1,138

(3) 山口県内の主要バス路線

乗合事業者7者で県内の主要路線をカバー。

＜県内バス路線の営業概略図＞

- 防長交通株式会社 — サンデン交通株式会社
- 宇部市交通局 — 船木鉄道株式会社
- ブルライン交通株式会社 — いわくにバス株式会社
- 中国JRバス株式会社 — 〇 西日本バスネットサービス株式会社



(4) 山口県内のナンバープレート

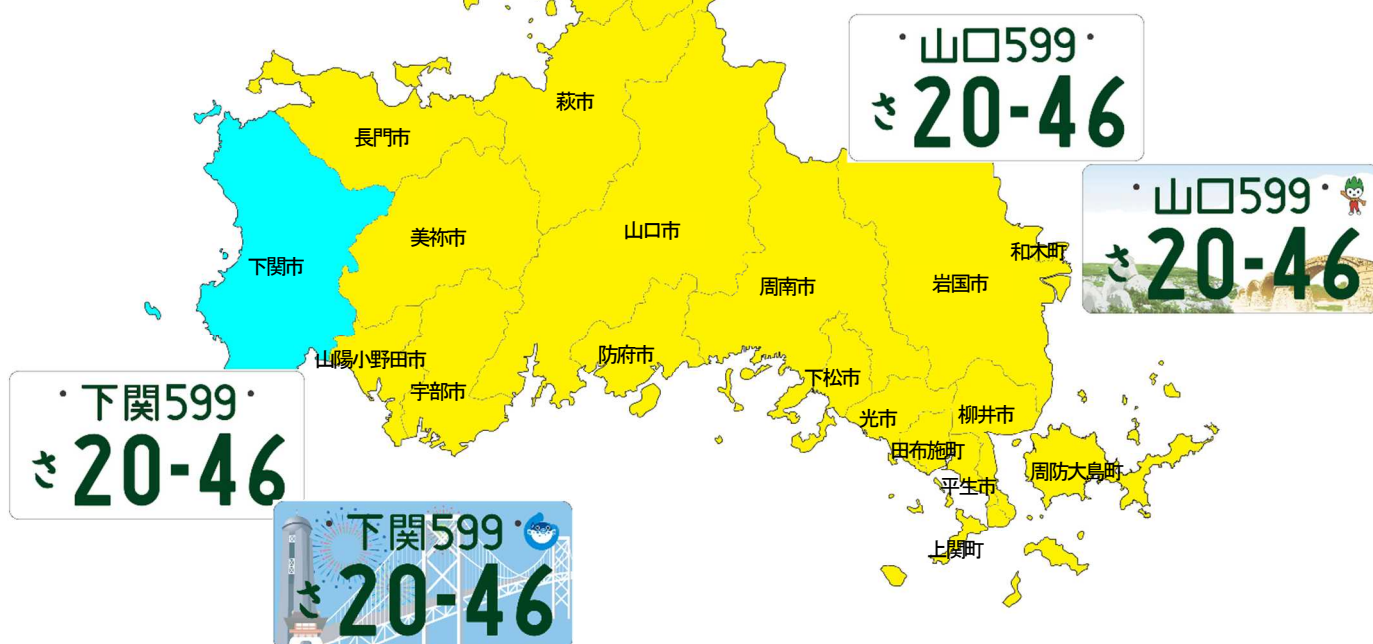
地域名表示は「山口」と「下関」の2種類です。平成18年10月以降、使用の本拠の位置が下関市内にある自動車には、いわゆる「ご当地ナンバー」として「下関」ナンバーが交付されています。

山口県の標板交付手数料(登録自動車)

種別	一連番号		希望番号		地方版図柄
	ペイント式	字光式	ペイント式	字光式	樹脂製シート
中板 (普通車・小型車)	1,600円	3,200円	3,910円	5,330円	8,600円
大板 (大型車)	2,210円	4,430円	5,060円	6,320円	14,210円

※地方版図柄入りナンバープレート(カラー)は上記に加えて寄付金1,000円以上が必要

- 黄色 山口ナンバーエリア(下関市を除く山口県全域)
- 水色 下関ナンバーエリア(下関市のみ)

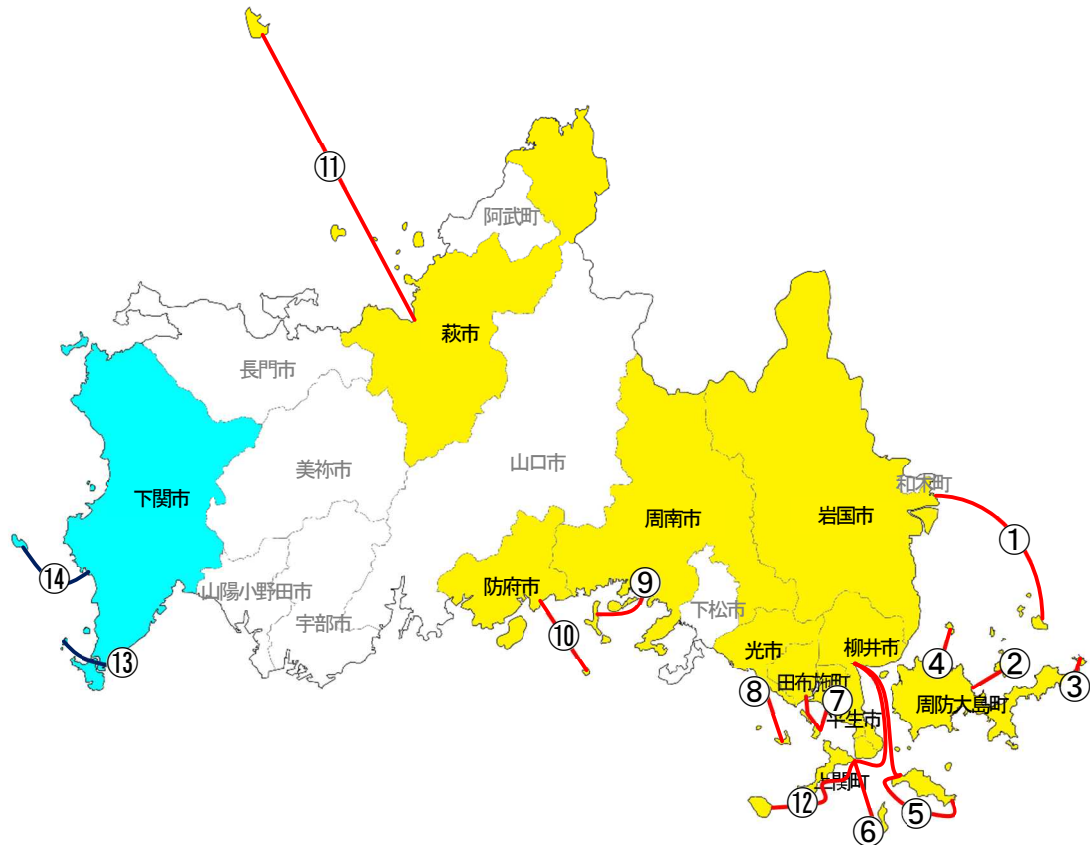


(5) 山口県内の離島航路(国庫補助航路)

徳山庁舎の管轄区域内に 12 航路、下関海事事務所の管轄区域内には2航路があります。

離島航路所在自治体数は、山口県内 19 自治体のうち、11 自治体(延べ 12 自治体)にのぼります。

- 〔 黄色 徳山庁舎管内の離島航路所在自治体(10 自治体)
- 〔 水色 下関海事事務所管内の離島航路所在自治体(下関市のみ)



山口県内国庫補助航路一覧

管轄	航路事業者	所在自治体	航路名	航路距離	番号
山口運輸支局 (徳山庁舎)	岩国柱島海運株	岩国市	岩国～柱島	36.6 km	①
	周防大島町	周防大島町	樽見～日前	10.1 km	②
			伊保田～情島	5.0 km	③
			久賀～前島	6.0 km	④
	平郡航路(有)	柳井市	平郡～柳井	35.4 km	⑤
	上関町	上関町	八島～上関	13.18 km	⑥
	熊南総合事務組合	平生町、田布施町	馬島～麻里府・佐合島～佐賀	10.2 km	⑦
	牛島海運(有)	光市	室積～牛島	8.4 km	⑧
	大津島巡航株	周南市	大津島～徳山	20.9 km	⑨
	(有)野島海運	防府市	野島～三田尻	14.8 km	⑩
	萩海運(有)	萩市	見島～萩	49.8 km	⑪
	上関航運(有)	上関町	祝島～柳井	35.8 km	⑫
下関海事事務所	下関市	下関市	竹崎～六連島	8.0 km	⑬
			蓋井島～吉見	14.0 km	⑭

■山口運輸支局・下関海事事務所・中国検査部山口事務所の概要

(1)沿革

中国運輸局山口運輸支局（本庁舎） ・ 中国検査部山口事務所

昭和22年	3月	広島鉄道局山口自動車事務所として発足（山口市東惣太夫町）
昭和23年	1月	山口道路運送監理事務所
昭和24年	6月	（運輸省設置法施行）
昭和24年	8月	広島陸運局山口分室
昭和24年11月		山口県陸運事務所に組織変更
昭和34年	3月	山口県陸運事務所を移転（山口市神田町8-16）
昭和45年	3月	山口県陸運事務所を現在地に移転（山口市宝町1-8）
昭和59年	7月	運輸省設置法一部改正により中国運輸局山口陸運支局に改称
平成13年	1月	（国土交通省設置法施行）
平成14年	7月	国土交通省設置法一部改正により中国運輸局山口運輸支局と改称、本庁舎となる 検査部門が分離し、自動車検査独立行政法人中国検査部山口事務所となる
平成18年	7月	課制からスタッフ制（運輸企画専門官、陸運技術専門官）の配置となる
平成28年	4月	自動車検査独立行政法人が交通安全環境研究所と統合し、独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部山口事務所となる 登録確認調査業務を自動車技術総合機構に移管する

中国運輸局山口運輸支局（徳山庁舎）

昭和18年11月		運輸通信省（運輸省の前身）官制制定門司海運局徳山支局として発足
昭和19年	6月	神戸海運局境支局萩出張所設置
昭和19年11月		広島海運局設置、同徳山支局となる
昭和20年	6月	広島海運局が中国海運局に改称
昭和22年	3月	岩国分室を設置
昭和22年	4月	岩国分室が岩国出張所に昇格となる
昭和22年11月		徳山支局に萩、岩国、柳井、久賀、小松、上関、防府、秋穂出張所を設置
昭和24年	1月	海上保安庁へ船舶検査業務を移管
昭和27年	8月	小松、上関、防府出張所を廃止、海上保安庁から船舶検査、船舶職員法業務を引き継ぐ
昭和28年	5月	徳山支局に船員職業安定所を設置
昭和33年	1月	上関出張所設置、秋穂出張所を廃止
昭和42年	4月	徳山支局に課制施行
昭和45年	5月	柳井、上関、久賀出張所を廃止
昭和46年	4月	萩出張所を廃止
昭和50年	4月	船員課船員職業安定所を同船員職業安定係と改称
昭和57年12月		岩国出張所を廃止
昭和59年	7月	運輸省設置法一部改正により中国運輸局徳山海運支局に改称
平成9年	4月	外国船舶監督官を配置
平成14年	7月	国土交通省設置法一部改正により中国運輸局山口運輸支局（徳山庁舎）と改称
平成18年	7月	課制からスタッフ制（運輸企画専門官、海事技術専門官）の配置となる

九州運輸局下関海事事務所

昭和18年11月	運輸通信省門司海運局下関出張所が設置される
昭和20年 6月	官制改正により九州海運局下関出張所と改称
昭和23年12月	九州海運局下関出張所に公共船員職業安定所が設置される
昭和24年 6月	運輸省設置法及び海運局支局等組織規定が公布された
昭和27年 8月	船舶安全法、船舶職員法関係業務が海上保安庁から移管される。公共職業安定所の名称が船員職業安定所と改称される 九州海運局下関出張所が下関分局となる
昭和28年 3月	下関分局が下関支局となり、宇部支局仙崎出張所が下関支局仙崎出張所となる
昭和29年 4月	下関支局に船員労務官が設置される
昭和39年 6月	船員労務官が専任制になる
昭和45年 4月	仙崎出張所が廃止される
昭和59年 7月	運輸省設置法の改正により九州運輸局下関海運支局に改称された
平成13年 1月	中央省庁再編等により、運輸省は国土庁、北海道開発庁及び建設省と統合し「国土交通省」が発足した
平成14年 7月	国土交通省設置法の改正により九州運輸局下関海事事務所に改称された
平成14年10月	外国船舶監督官が配置された
平成15年 4月	宇部海事事務所の廃止に伴い、宇部管内の管轄区域が移管される 次長制が新設された
平成17年 4月	組織改正により、運航監理官と船員労務官を統合した運航労務監理官が配置された
平成18年 7月	課制からスタッフ制（運輸企画専門官、海事技術専門官）の配置となる



山口運輸支局（本庁舎）
中国検査部山口事務所



山口運輸支局（徳山庁舎）



下関海事事務所

(2)組織及び主な業務

中国運輸局 山口運輸支局	本庁舎 (山口市)	企画調整・観光	●企画総合に関すること ●交通・観光行政の企画・調整
		総務企画・観光	●総合案内窓口、支局の総合調整 ●倉庫業※の指導・監督
		輸送・監査	●自動車運送事業(バス・タクシー・トラック)の指導・監督
		登 録	●自動車の登録 ●自動車販売事業者の指導・監督
		検査・整備・保安	●自動車の安全確保、公害防止及び環境の保全、自動車整備事業の指導・監督、運送事業者の指導・監督、自動車検査業務に関することなど
	徳山庁舎 (周南市)	運航・船舶	●海事代理士、廃油処理、旅客船、内航海運、港湾運送、造船、船用工業、船舶の登録、モーターボート競走の指導・監督
		船 員	●海技免状、雇入届、船員職業紹介、失業保険
		船舶検査	●船舶検査、船舶保安検査
		運航労務監理	●旅客船・内航貨物船の運航管理、船員の安全・労働条件の確保、船員災害防止
		外国船舶監督	●外国船舶の監督
九州運輸局 下関海事事務所 (下関市)	監理・運航	●海事代理士、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫業※の指導・監督	
	船 舶	●船舶の登録、造船、船用工業、モーターボート競走の指導・監督	
	検 査	●船舶検査、船舶保安検査、廃油処理	
	船 員	●海技免状、雇入届、船員職業紹介、失業保険	
	運航労務監理	●旅客船・内航貨物船の運航管理、船員の安全・労働条件の確保、船員災害防止	
	船舶検査	●船舶検査、船舶保安検査	
	船舶測度	●船舶のトン数測度	
	外国船舶監督	●外国船舶の監督	

(※倉庫業の管轄は海事に関する事務の管轄区域による)

独立行政法人自動車技術総合機構 中国検査部山口事務所(山口市)	●自動車の検査のうち保安基準適合性の審査
------------------------------------	----------------------

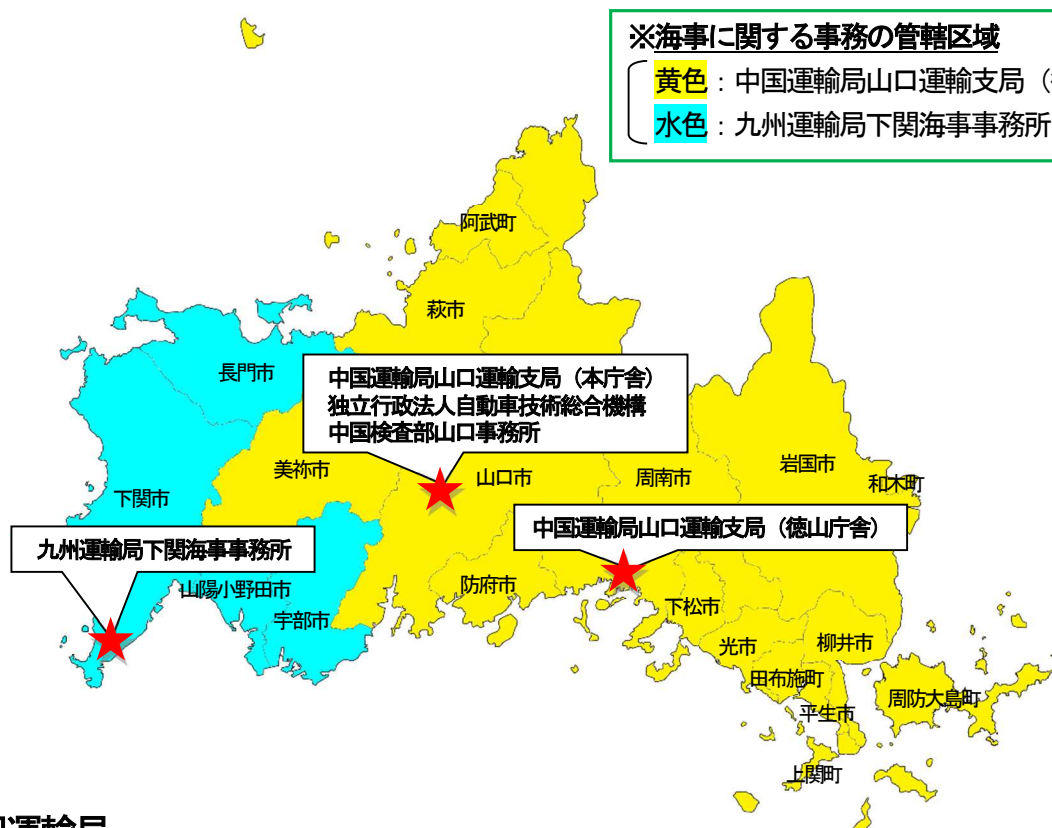
<自動車検査予約システム> インターネット予約はこちらから

◆携帯電話は <https://mobile.yoyaku.naltec.go.jp/>

◆パソコン・スマートフォンは <https://www.yoyaku.naltec.go.jp/>



(3)管轄区域・所在地・連絡先



中国運輸局

山口運輸支局(本庁舎)

〒753-0812 山口市宝町 1-8

総務企画・観光

TEL : 083-922-5335

輸送・監査

TEL : 083-922-5336

整備(事業・保安担当)

TEL : 083-922-5398

登録・検査ヘルプシステム IP 電話

TEL : 050-5540-2073

中国運輸局

山口運輸支局(徳山庁舎)

〒745-0045 周南市徳山港町 6-35

代 表

TEL : 0834-21-0180

九州運輸局

下関海事事務所

〒750-0066 下関市東大和町 1 丁目 7-1

代 表

TEL : 083-266-7151

独立行政法人自動車技術総合機構

中国検査部山口事務所

〒753-0812 山口市宝町 1-8

代 表

TEL : 083-921-6612



国土交通省



(2023. 3 発行)